

令和5年第4回広野町議会定例会会議録目次

第1日 12月12日（火曜日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	1
○本会議に出席した事務局職員	2
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○町長の町政全般について経過報告	4
○監査委員報告	11
○一般質問	11
門 馬 まりえ さん	11
高 木 光 雄 君	17
西 内 玄 太 君	29
渡 邊 忠 義 君	35
○散会の宣告	46
○署名	47

第2日 12月13日（水曜日）

○議事日程	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	50
○本会議に出席した事務局職員	50
○開議の宣告	51
○会議録署名議員の指名	51
○議案第60号 広野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 の制定について	51

○議案第 6 1 号	広野町下水道事業の設置等に関する条例の制定について	5 3
○議案第 6 2 号	広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	5 3
○議案第 6 3 号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	5 4
○議案第 6 4 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5 5
○議案第 6 5 号	広野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	5 7
○議案第 6 6 号	広野町手数料徴収条例の一部を改正する条例	5 8
○議案第 6 7 号	広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	5 9
○議案第 6 8 号	広野町道路線の認定について	6 1
○議案第 6 9 号	工事請負契約の変更契約について	6 1
○議案第 7 0 号	令和 5 年度広野町一般会計補正予算（第 4 号）	6 5
○議案第 7 1 号	令和 5 年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	7 5
○議案第 7 2 号	令和 5 年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	7 6
○議案第 7 3 号	令和 5 年度広野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	7 7
○議案第 7 4 号	令和 5 年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	7 9
○議案第 7 5 号	広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて	8 0
○選挙第 5 号	広野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	8 1
○委員会の閉会中の継続調査の申出について		8 3
○閉会の宣告		8 3
○署名		8 5

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第4回広野町議会定例会会議録（第1日）

令和5年12月12日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の町政全般について経過報告
日程第 5 監査委員報告
日程第 6 一般質問

○出席議員（8名）

1 番	西	本	久	雄	君	2 番	渡	邊	忠	義	君	
3 番	高	木	光	雄	君	4 番	渡	邊	正	俊	君	
5 番	西	内	玄	太	君	6 番	北	郷	伯	弘	君	
7 番	遠	藤		浩	君	8 番	門	馬	ま	り	え	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	遠	藤	智	君	
副町	長	松	本	正	人	君
教 育	長	根	本	良	政	君
参事兼総務課	長	飯	島	洋	一	君
参復興事業課	兼長	小	松	和	真	君
参産業振興事業課	兼長	猪	狩	裕	一	君
建設課	長	松	本	周	次	君
参環境防災事業課	兼長	遠	藤	義	宏	君
健康福祉課	長	佐	藤	尚	文	君
参子ども家庭事業課	兼長	坂	本	淳		君

参事兼 町民税務課長	岡	修	一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智恵子	君
教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加	賀	博行	君
代表監査委員	鯨	岡	公一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林	聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻介	君

○開会の宣告

○議長（渡邊正俊君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開催します。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邊正俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

3番 高 木 光 雄 君

5番 西 内 玄 太 君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邊正俊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る12月5日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしましたところ、本日から12月13日までの2日間といたす答申がありましたので、本日から12月13日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月13日までの2日間とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邊正俊君） 今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（渡邊正俊君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、学校教材の計画的な整備推進についてのお願い、浅見川源流域の太陽光発電開発について、すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増

を求める陳情、健康保険証廃止の中止を求める陳情書、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情、これらについてはお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

○町長の町政全般について経過報告

○議長（渡邊正俊君） 日程第4、町長の町政全般について経過報告を行います。

町長、登壇をお願いします。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 皆様、おはようございます。

本定例会に提出しました議案を審議いただくに当たり、令和5年第3回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、総務課であります。

9月25日、広野町とヤマト運輸株式会社との包括連携協定を締結しました。この協定は、広野町とヤマト運輸株式会社のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的としています。

9月28日、学校法人沼津学園飛龍高校三島スクール教員9名、高校3年生74名が来町し、広野駅東側「沼津の杜公園」の手入れを広野町緑の少年団23名の児童と共に行い、交流を行いました。学校法人沼津学園の来町は、平成27年度からこれまで14回を数えます。

9月30日、被災地復興の展望に向けて、“広野町復興創生の日”制定記念式典を復興庁福島復興局長、広野町議会議長並びに議会議員、行政区長、町民の方など約80名参加の下、広野町公民館大会議室で挙行了しました。式典において、“広野町復興創生の日”制定宣言を行うとともに、松本彩華様から未来へのメッセージ、「これからの復興創生のまちづくり」と題し、東日本国際大学副学長福迫昌之様から基調講演をいただきました。

10月7日、行政区長会議を開催しました。令和5年度における広野町の重点事業進捗状況と要望、質問への対応等について説明を行いました。行政区長の皆様からいただいた貴重なご意見を施策に反映し、取り組んでいきます。

10月8日、生活環境の美化と保全、地域コミュニティ再生を目的とした行政区クリーンアップ作戦を実施しました。町民の皆様には多数ご参加いただき、町内各地の環境美化に取り組みました。

11月2日告示、11月12日投票の日程で福島県議会議員一般選挙が執行されました。双葉郡選挙区においては、定員2名に対し立候補者が2名であり、無投票により福島県議会議員が選出されました。

11月7日告示、11月12日投票の日程で広野町議会議員一般選挙が執行されました。今回は、定員

8名に対し12名が立候補し、投票により議会議員が選出されました。投票率向上に向け、防災行政無線及び広報車による定期的な広報活動を行いました。投票率は66.95%となりました。

11月21日、新たな議会議員による臨時議会が招集され、議長、副議長をはじめとした議会組織の要職が決定いたしました。

11月28日、広野町と佐川急便株式会社との包括連携協定を締結しました。この協定は、広野町と佐川急便株式会社のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的としています。

次に、復興企画課であります。

9月29日、福島国際研究教育機構、F—R E I と町関係者との座談会が山崎光悦理事長はじめ、町内の各種団体の代表者、東京大学アイソトープ総合センター和田洋一郎教授ほか延べ40人の参加の下、開催されました。研究テーマの5分野（ロボット、農林水産業、エネルギー、放射線科学・創薬、災害データ集積・発信）をはじめ、地域課題の解消に向けた連携について幅広く意見交換いたしました。

10月7日、「ふたばワールド2023インおおくま」が大熊町立学び舎ゆめの森（義務教育学校）の周辺特設会場において、土屋品子復興大臣はじめ、国・県等多くの来賓者を迎え、盛大に開催されました。当日は、広野町からも地元産野菜や国産バナナ等の販売、移住、定住に向けたP Rブースを出店しました。

10月10日、第28回廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会がJ ヴィレッジを会場に開催されました。岩田和親経済産業副大臣を議長に、15市町村長、県漁業組合連合会、県商工会連合会、原子力災害対策本部廃炉・汚染水処理水対策チーム、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、復興庁などの関係機関、東京電力ホールディングス（株）廃炉推進カンパニー、福島復興本社の事業者、総勢50名が出席しました。広野町は、A L P S 処理水の海洋放出に係る風評被害防止と国際機関による正確な情報発信を求め、人材育成を念頭に体制づくりを求めました。

10月11日、内堀雅雄福島県知事が来訪し、ひろの童謡まつり音楽祭に向け、練習に励んでいる合唱団「めじろたち」と懇談を行いました。懇談の後、内堀知事を囲んで「めじろたち」と一緒に広野町で生まれた童謡「とんぼのめがね」を歌いました。

10月14日、第26回ひろの童謡まつり音楽祭が童謡夢大使真理ヨシ子様ほか日本童謡協会所属の歌手の皆様、広野こども園の園児、広野小・中学校の児童・生徒、ふたば未来学園、合唱団めじろたちの出演者、約600名の来場者の皆様の下、開催いたしました。音楽祭では、兵庫県たつの市と広野町から生まれた童謡を歌い継ぎ、童謡文化の継承と発展を図るとともに、童謡による町づくりをより一層推進させるべく取り組みました。

10月15日、秋季広野町長杯パーゴルフ大会レッドカップが開催され、町内外から約150名の参加者の下、日頃のプレーの成果を発揮しようと熱戦が繰り広げられました。当日は雨天となり、参加

者はスコアメイクに苦しみましたが、ホールインワンを複数記録する等盛り上がりました。

10月28日、広野スタイル2023が開催され、会場の二ツ沼総合公園にはFMX（フリースタイルモトクロス）の迫力あるショーを見るため、約1,500人の来場者がありました。会場では、様々なスポーツイベントや体験型アトラクション、キッチンカーや物販ブースが立ち並び、多くの家族連れでにぎわいました。

10月31日、平木大作復興副大臣が来町され、二ツ沼総合公園の国産バナナ栽培事業では、産総研の地下水を使った熱交換システム（地中熱）を活用した再生エネルギー事業の取組を視察し、国産バナナ「綺麗」を使用したバナナシェイクをご試飲されました。平木副大臣より、再生可能エネルギーの推進につながることを期待するとのことのお言葉をいただきました。

11月22日、いわきスポーツクラブ「いわきFC」が活躍しているJ2リーグシーズン終了に伴い、大倉智代表、田村雄三監督、JFAアカデミー福島出身の宮本栄治選手らがホームタウンへ今シーズンの結果報告に来訪されました。広野町から、来シーズンの活躍を祈念し、広野産米180キロを贈呈しました。

次に、町民税務課であります。

マイナンバーカード普及促進事業は、申請やマイナポイント受付等の機会を増やすため、毎月1回、日曜日の役場開庁、高齢者宅訪問に加え、申請業務委託によりスタッフを増員し、対応しています。

総務省発表による令和5年11月30日現在、本町におけるマイナンバーカードの保有枚数は3,759枚であり、保有枚数率は80.5%、県平均は73.9%、全国平均は72.8%となっています。

令和3年2月1日以来空席となっておりました保護司は、令和5年12月1日付で金子晴美様に法務大臣から辞令伝達が執り行われました。今後保護司として、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助ける活動や社会を明るくする運動などの犯罪予防活動に従事します。

次に、健康福祉課であります。

11月3日、「ひろの秋まつり」の一環として、広野町中央体育館において「健康まつり」を開催しました。広野町食生活改善推進協議会による減塩の啓発やふくしま心のケアセンターによるアルコールに関する啓発、血圧測定や体組成測定結果などを使用し、生活習慣改善に関する健康相談を実施しました。放射線相談会においては、放射線に関する資料の展示を行い、正しい知識の普及に努めました。

また、「血圧のおはなし」を演題とした「馬場医院院長、小鹿山博之様」による健康講演会を開催し、約70名の参加者の下、町の健康課題に合わせた講話を来場者は熱心に聞いていました。

11月18日、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を広野町保健センターにおいて、集団接種により約350人に行いました。馬場医院での個別接種を引き続き実施し、令和6年3月まで接種を完了する計画で取り組みます。

次に、こども家庭課であります。

10月1日、昨年に引き続き多くの子供たちにインフルエンザ予防接種を受けていただくため、接種費用全額補助の申請受付を開始しました。11月末現在の申請件数は、193件となっています。

10月21日、広野こども園の運動会を開催しました。4年ぶりに保護者の入場を制限することなく開催し、園児たちは保護者の声援を受けながら鼓笛隊パレードやダンスなどの演技を元気いっぱい披露しました。

11月6日、13日、20日の3回にわたり、児童館においてJ F Aアカデミー福島による「キッズプロジェクト」が開催されました。本事業は、J F Aアカデミー福島のスタッフと生徒が児童の集う場を巡回し、外で遊ぶことが減った子供たちにサッカーを楽しむ時間を提供することで健康な身体づくりに資することを目的としており、今後も継続的に開催されることとなっています。

11月7日、広野こども園において、富岡消防署による防火教室を開催しました。当日は、雨天のため防火パレードは中止となりましたが、園児たちは消防職員との触れ合いの中で正しい火の取扱いを学びました。

11月17日、学校法人昌平齋いわき短期大学附属幼稚園と広野こども園との連携協力協定に基づき、大学講師とゼミ生による園児の運動能力測定を実施しました。測定結果を基に園児たちの運動能力の現状を把握し、今後の運動や遊びについて検討していきます。

12月2日、広野こども園の発表会を開催しました。保護者の皆様には多数ご来園いただき、園児たちは練習してきたダンスや劇を一生懸命演じました。

次に、環境防災課であります。

9月21日から9月30日にかけて、役場前交差点において、秋の全国交通安全運動の取組として、国道6号を通行するドライバーと通学時の児童生徒に対して特別職や管理職による立哨活動を行い、初日と最終日には職員総出で横断幕やプラカードを掲げ、交通事故防止啓発活動を実施しました。

9月24日、広野町総合グラウンドにおいて、佐々木恵寿福島県議会議員をはじめ、多くの来賓のご臨席をいただき、令和5年広野町消防団・婦人消防隊秋季検閲式を挙行いたしました。消防団の厳格な規律や団結力を高め、町民の生命、財産を守ることを念頭に、広野町消防団、婦人消防隊、株式会社J E R A広野火力発電所自衛消防隊、総勢56名の参加の下、行いました。

10月22日、築地ヶ丘公園、折木地区集会所及び中央体育館において、震災後9回目となる広野町地震・津波避難訓練を実施しました。今年は、内閣府の地震・津波防災訓練と連携して、11月5日、「津波防災の日」を前に、地震・津波防災の意識向上と適切な避難行動の定着を目的として、避難訓練前の9月23日と避難訓練後の12月2日にワークショップを開催しました。訓練は、全国で10市町、東北地方では本町を含む2町で実施されました。訓練当日は、沿岸部で生活する住民、企業、消防団、婦人消防隊、関係機関など180名のご参加をいただき、広野未来オフィスでの垂直避難訓練、無人航空機ドローンからの映像で被害状況を確認する情報収集訓練、内閣府地震・津波防災ア

ドバイザー、宇都宮大学近藤伸也准教授による防災講話などを実施し、防災体制の連携強化と防災意識の高揚を図りました。

10月24日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止対策、特殊詐欺防止対策、秋の全国火災予防運動について会員企業に協力を求めました。10月24日、11月28日、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道6号役場前交差点等で実施し、ドライバーに安全運転への注意喚起を促しました。

11月26日、ひろの防災緑地において、広野町消防団による山林火災を想定した「つなぎ放水訓練」を実施しました。当日は、消防団員48名、消防車両13台の参加の下、自然水利を活用した延長距離1,600メートルに及ぶ中継送水訓練に取り組みました。併せて無人航空機ドローンを活用した火災現場の情報収集訓練も実施しました。火災のシーズンを迎え、町民の安寧な生活の営みに向け、消防団員が厳正な規律・志気及び迅速な行動・動作で基本に忠実な操作により、機械器具への精通を深めました。

12月9日、地球温暖化対策の一環として、ごみの減量化・再資源化を目的に、家庭で不要になった小型家電や古着の回収を実施しました。

次に、産業振興課であります。

9月20日、福島県において、町内全域より3点を抽出し検査した令和5年産米の放射性物質検査結果が公表され、全て測定基準値以下となり、広野産米の安心・安全が確保されました。

10月28日、29日の2日間、広野町中央体育館において、公設商業施設「ひろのテラス」ほか1店舗による特設大即売会と併せてプレミアム付ひろの商品券即売会を開催し、多くの皆様にご来場いただきました。平成28年度より始まったプレミアム付ひろの商品券事業が今年度をもって終了となることから、併せて開催してきた特設大即売会も終了いたします。

11月3日、広野町公民館駐車場において、秋の風物詩となるひろの秋祭りの一環として、農業団体、商業団体などのご協力により収穫祭を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響により4年ぶりの通常開催となり、飲食物の販売や地元野菜の無料配付など、町内外から訪れた約1,000名の皆様にお楽しみいただきました。

11月9日、本町と災害時における相互応援協定を結んでおり、本年3月まで職員の派遣をいただいていた自治体に対し、広野産特別栽培米コシヒカリの新米を送付して支援の感謝の意を届けるとともに、復興の姿を報告しました。

11月14日、広野町役場前において、ふるさと応援寄付金の納税者に対する返礼品として特別栽培米コシヒカリの発送式を執り行い、寄附金を寄せていただいた全国24名の納税者の皆様に向けて第1便を発送しました。12月5日現在、全国13都道府県から69件の申込みを受けており、来年2月まで納税者の方に向けて発送いたします。

11月17日から19日にかけて、福島再生加速化交付金を活用し、地域のイメージ向上を図り、交流人

口増加と被災地の風評払拭を目的とした五社山・高倉山PR事業の一環として、首都圏等からの参加者を募り、「五社山・高倉山等を活用した情報発信事業モニターツアー」を開催しました。広野夢大使であるタレントのなすび様や関係者を含め、51名が参加し、五社山・高倉山登山、町内の散策やワークショップを通して町の魅力を発信し、交流を深めました。

12月1日、2日、新潟県津南町において開催された「第25回米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in つなん」を広野町認定農業者協議会の会員5名が視察を行いました。当該大会は、令和8年度は中通り地方、令和9年度は会津地方、令和10年度は双葉地方において開催予定となっており、今回の視察は地元開催に向けて会場の雰囲気や良質の米を生産するための技術の習得の必要性などを確認でき、有意義なものとなりました。

中央台みかんの丘において、12月4日、広野町児童館の児童19名、12月7日、広野こども園児54名、12月11日には多数の町民の参加による「ミカン狩り」を開催しました。今年は天候にも恵まれ、昨年と比較して甘くて多くの実がなり、冬でも温暖な本町の気候から取れるミカンを子供たちや町民の皆様はふるさとの味として楽しみました。

次に、建設課であります。

町道北釜・大谷地原線道路改良舗装工事については、下層路盤、上層路盤については11月中旬に完了しております。引き続きアスファルト舗装工事及びガードレール設置等を進め、12月末に完了を予定しております。

また、関連工事である双葉地方水道企業団発注の延長80メートル区間の上水道本管布設工事については、9月末に完了しております。

町道萱平線整備事業については、5月に2か所の橋梁詳細設計、6月に水道管の添架設計を委託契約し、順次進めております。また、10月に河川測量及び河川計画が完了したことから、護岸工の設計を順次進めております。どちらも令和6年2月29日に完了予定となっています。

町道田戸作線道路改良舗装工事については、約120メートルの表土剥ぎ取りを行い、路体及び路床の盛土が完了しております。引き続き12月中旬より暗渠工事を進め、令和6年2月29日完了予定となっています。

次に、学校教育課であります。

10月7日、広野小学校において学習発表会を実施しました。感染症対策を講じながら、今年度から人数制限をせず、コロナ禍前の通常開催とし、「最高に 楽しませるぞ 発表会」をスローガンに、昇龍太鼓の演奏、各学年の発表、全校合唱に取り組み、練習した成果を遺憾なく発表しました。

10月26日から27日の1泊2日の日程で、異文化交流体験事業として広野小学校5年生23名、広野中学校1年生26名が天栄村にあるブリティッシュヒルズにおいて、英語のみを使った質問ゲームや日常会話で使用する英語表現を用いた英会話などを通じて「パスポートの要らない英国生活」を体験しました。

11月2日、第26回広蜚祭を広野中学校で開催しました。「SHIN時代 最高の文化祭へ」をスローガンに、生徒たちは総合発表、合唱発表、昇龍太鼓、全生徒で披露する広中ソーランに真剣に取り組みました。

12月2日、ふるさと創造学サミットがふたば未来学園を会場に開催されました。「ふるさと創造学」は、双葉郡8つの町村が共に取り組む地域の「ひと」、「もの」、「こと」を題材にした探究学習であり、広野小学校6年生は「未来の広野町のためにできることを考えよう」をテーマに調べ学習を実施し、広野中学校1年生は「ふるさとの魅力を知る」をテーマに、地域と食に着目して学習を行い、広野中学校2年生は「ふるさとの魅力を伝える」をテーマに、実際に職場体験を実施したことを踏まえて職場の魅力を伝え、広野中学校3年生は「ふるさとを創る」をテーマに地域を豊かにする方法について調査し、それぞれの成果を発表しました。

次に、生涯学習課であります。

10月1日、集団対抗パークゴルフ大会を二ツ沼パークゴルフ場において、各行政区長のご協力の下、86名の参加により開催いたしました。結果は、第5集団が優勝しました。

10月14日、第10回市町村対抗福島県ソフトボール大会が相馬市光陽ソフトボール場で開催されました。鮫川村と対戦し、8対23で初戦敗退となりました。

11月3日・4日の2日間、ひろの秋祭り「文化展」を開催いたしました。こども園、児童館、広野小中学校、ふたば未来学園の児童生徒の作品をはじめ、各種団体から多くの作品が出品され、約1,000名の来場された皆様にご観覧いただきました。広野町文化協会へ加盟している団体による体験コーナーが設けられ、呈茶や折り紙・アレンジメントフラワーを体験しました。

11月4日、第26回広野町生涯学習発表会を中央体育館において開催いたしました。文化展と同時開催し、約200名の来場者でにぎわう中、出演した7団体が日頃の稽古の成果を披露いたしました。

11月25日、広野町青少年健全育成町民会議、青少年健全育成事業として「アレンジメントフラワー教室」を開催し、小学校1年生から中学校1年生までの7人が参加しました。季節の植物を使ったフラワーアレンジメント体験を通して、子供たちの創造力と自然との調和の心を養うとともに、新しいものに挑戦する意欲を育みました。

11月19日、第35回市町村対抗福島県縦断駅伝競争大会（ふくしま駅伝）が白河市総合運動公園陸上競技場をスタートし、福島県庁をフィニッシュとする16区間、96.3キロメートルで繰り広げられました。日頃の練習の成果を発揮され、無事完走し、総合成績においては51チーム中19位、町の部においては28チーム中7位となり、町の部において5年連続6度目の入賞を果たしました。

12月1日、広野町婦人会は多年にわたる広野駅施設等の環境美化の奉仕活動に対し、国土交通大臣表彰を受賞され、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長より表彰状が手渡されました。

12月10日、Jヴィレッジハーフマラソン2023が開催され、森保一監督をスペシャルゲストとして迎え、県内外から参加しました約1,600名のランナーが津波の被害から復旧した沿岸部を駆け抜け、

福島復興の歩みを確かめていました。Ｊヴィレッジハーフマラソンは、震災後の交流人口の拡大や地域振興につなげる「復興マラソン」として誕生し、今年で４回目となりましたが、沿道では多くの町民がランナーに拍手や声援を送りました。ゴール後は、広野町が用意した振る舞い料理の豚汁を食べ、冷えた体を温めていました。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件８件、補正予算案件５件、その他案件３件、合計１６件であります。

慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本議会招集のご挨拶と経過報告といたします。
以上であります。

○監査委員報告

○議長（渡邊正俊君） 日程第５、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員 鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君） おはようございます。監査報告を行います。

例月現金出納検査につきまして、地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づき、８月分、９月分を前監査委員の門馬まりえ議員と、１０月分を今回新たに監査委員に選任されました北郷伯弘議員と共に実施いたしました。

検査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異常はなかったと認めます。

以上です。

○一般質問

○議長（渡邊正俊君） 日程第６、一般質問を行います。

一般質問は、質問項目ごとに一問一答方式で行います。

◇ 門 馬 まりえ さん

○議長（渡邊正俊君） 通告順に従い、一般質問を許可いたします。

８番、門馬まりえさん、一般質問席に移動してください。

８番、門馬まりえさん。

〔８番 門馬まりえさん登壇〕

○８番（門馬まりえさん） 通告に従って質問させていただきます。

１点目、地域公共交通活性化事業について。町は、令和５年７月３日から従来の路線バスとデマ

ンド交通を組み合わせたハイブリッド方式を導入いたしました。そこで伺います。現在までの町民の利用状況をお知らせください。

2点目、利用した町民からはどのような声が上がっているか伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 8番、門馬まりえ議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、公共交通活性化事業についての1点目、現在までの町民の利用状況についてお知らせくださいにつきましては、令和5年7月3日から従来の路線バスとデマンド交通を組み合わせたハイブリッド方式による広野町地域公共交通活性化事業、N O S S Eを実施しています。現在まで町民の利用状況につきましては、令和5年11月末現在、路線バスが3,416人、デマンドバスが246人となっています。

ご質問の2点目、利用した町民からはどのような声が上がっているかにつきましては、令和5年7月に利用者からの意見を聴取した結果、路線バスの運行日に合わせて予定を組んでいる、車を運転していないので、町民バスはありがたい、タクシー利用券のほうがいい、デマンドバス交通の予約に手間がかかる、バスの本数が減って不便を感じているなどの声が寄せられました。令和6年度に向けて利用者からのご意見や町民の声を基に、広野町地域公共交通活性化事業、N O S S Eの充実、福祉のさらなる展望に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 門馬まりえさん。

○8番（門馬まりえさん） 町民からは、私たちにもいろんな声が上がってきていました。ただ、なかなか予約することの手続きが面倒くさいという方の声も多かったです。ただ、予約しても次の日に急な来客があつて利用できなかったということで、また再度予約しなければならないというような声もありました。ただ、足の悪い方なんかは、例えば広野原団地でも小鹿山先生に受診するのに、玄関から小鹿山先生の玄関まで移動できるというところではすごく利便性を感じるというような声も上がっております。そういうことを考えると、路線バス、これ3,415人という利用者数が多いのには私はちょっとびっくりいたしました。やはりデマンド交通の利用の仕方をもう少し、例えば小鹿山先生のところに行って、早く受診が終わってしまうと、パーマ屋さんに次行く予定だったとか、それから金融機関のほうに行く予定だった、そこから結局はバスを待っている時間がもったいないので、橋を渡って歩いて農協のほうに行ったとか、それからあぶしんのほうに行って、あぶしんから、小鹿山先生で予約した誰々ですけれども、今あぶしんに来ていますから、帰りはあぶしんまで迎えに来てくださいというような利用の仕方ができるようになったのは、9月頃には慣れてきてそういう利用の仕方をしている人もいますということで、バスの予約センターのほうに聞いてみたら、少しずつ慣れてきたのかなというような声も上がっているのは事実です。予約をして交通機関を利

用するというのは初めてなので、なかなか慣れない方もいると思いますので、もう少し、半年ですから、長い目で見ることも必要なかなというふうには考えますが、タクシー券のことは後でしたいと思います。その辺はやっぱり住民の声を、全員協議会のほうで説明があったときには、住民の声を捉えて福祉の向上に寄与していきたいということですから、利用している人へのアンケートとか、そういうものも小まめに、バス会社のほうを通してでもいいですから、そういう声をやっぱり上げていかないと、それから利用の仕方をもう少し皆さんに、こういうのだけでは、回覧板1本ぼんと回っただけではなかなかうまく、年齢が高ければ高い人ほど、家族がいればそれは予約してくれたりできますが、本人が予約するというふうになってくるとなかなか難しさもあると思いますので、そこは社協のほうを通してとか、そういう形で独り暮らしの人のサポートはしていただきたいと思っております。

2点目に移ります。利用した町民からはどのような声が上がっているかということなのですが、やっぱり高齢者の方も10人いれば十人十色で、生活の仕方は多様化していると思います。それで、また病気を持っている人、在宅でがんの治療をしていて、通院して定期的ながんの治療をして抗がん剤を打っている方については、やっぱりデマンドタクシー、病診連携で小鹿山先生からとか、共立病院のほうにとか労災病院のほうに受診している人はやっぱり小鹿山先生にも受診しているので、そうやってきたときにデマンドタクシーで複数の人と乗っていくというのは、感染防止、特に抗がん剤を打って免疫力がぐっと落ちてきますし、それから貧血に傾いてくる。貧血は、小鹿山先生のほうで治療できますので、わざわざ共立病院とか労災に行かなくても済むので、受診したいけれども、やっぱりデマンドだと複数の人と同乗しなければならないという、感染への心配があるということでやっぱり利用しにくいと。そうなってくると、タクシー券があったほうが便利だったなというような意見もあります。それから、地域的に駅前周辺、それから苗代、あと火の口からこちら側ですか、農協の周辺の方なんかは、やっぱり医療機関とか通行経路になっている役場からいろんな機関が近場にあると、やっぱりデマンドは利用しにくいかなという話はされています。そうなりますと、苗代替の人なんかは、例えば旦那さんのお葬式が終わって、月命日は毎月館のお寺に行っているのだけれども、タクシー券があったときには非常に毎月行くのに便利だったなというような話もしていますし、その住んでいる地域によってバスの利用の仕方とかタクシー券の利用の仕方とかいろいろ違っていたのだなというふうには感じるわけなのですが、その多様性にどのぐらいまで対応していけるのかというところの課題がこれから出てくるのかなと思っております。どうしても65歳以上になると疾患は持ってきますから、そういうことはその都度その都度考えていかなければならないことなのですが、全ての人に1つの制度で完了するかというと、なかなか難しさは行政としてはあるかなと思いますが、やっぱり認知症予防のためにも町の中に出て高齢者の人が買物をしたり、一番は高齢者の人が買物して楽しむところが必要なのですが、何せ我が町の中には高齢者の人が楽しむような、例えば昔ですと山下呉服店さんに行って靴下一つ買うにしても、そこに

集まってきますから、みんなで話をしたりなんていうようなところはどんどんなくなっているような状況もありますので、それはこの町づくりの中で今後考えていかなければならないことなのかなと思っていますが、とにかくデマンドタクシー、足が悪い人なんかはすごく助かるという声は正直本当に聞こえてきますので、その辺は今後活用の仕方を工夫されて、やっぱり使い方をもう少し周知徹底していかないとならないかなと思っています。ぜひ時々タクシー会社のほうの意見を聞いたり、利用した方の意見を聞いたりして、導入したばかりですから、メリット、デメリットあると思いますので、なお一層住民が利便性を感じるような指導の方法を取っていただきたいと思います。1点目は終わります。

2点目についてです。国民健康保険税の徴収について。今年度より国民健康保険税の納付が開始されました。令和5年度広野町国民健康保険事業計画によると、滞納者対策等も計画をきちんと上げておりますが、今までの、今年度6月から始まったのでしょうか、4期分までの収納は順調でしたでしょうか、伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

町長、登壇を許します。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、国民健康保険税の徴収についての4期分までの収納は順調ですかにつきましては、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う医療、介護、保険等の一部負担金や保険料、税について、減免措置の見直しが令和3年3月9日に閣議決定され、被保険者間の公平性の観点から激変緩和措置を講じ、令和5年度は2分の1の減免を実施しています。国民健康保険税の納期別収納については、第1期分が92.8%、第2期分が92.4%、第3期分が92.3%、第4期分が86.5%の状況にあります。税負担の公平性を確保するため、一層の収納率向上に取り組み、適正な賦課徴収に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 門馬まりえさん。

○8番（門馬まりえさん） 92.何%ですごくよかったなと思いながら、来年になると全庁で始まってくるわけなのですけれども、所得に応じて納税額も違ってはくると思うのですが、今の状況で、以前のように作業員の方が国保に入ってそのままどこかに転勤していったしまったなんていうような状況は、今後人数的には大分北のほうに作業員の方も移っていますので、その辺の心配はしなくてよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまの復興従事なされている方の収納に関してお答えをいたします。

これまでの取組としましては、安心・安全ネットワーク会議におきまして復興庁並びに厚生労働省の職員からこの収納に関して、かつこの国保に加入する在り方について指導、助言をいただい

きました。それは、今ご質問いただいております収納率が悪い状況が届いていない状況があったということを踏まえてからであります。税の公平性の観点から、これはきちっと対応いただくということを、この企業コンツェルンを組んでいる企業体からしっかりと捉えていただくということを取り組んできた経緯がありました。今般においては、町内の滞在、定住を捉えてからこの従事をされている方は、3,000名を超える方から今1,000名を下回る人数まで減少しております。この納税の実態については改善をされてきておりまして、その収納についてはこれまでとは違って、改善されてからのことということで、しっかりと収納の対応はなされていくということを捉えております。

○議長（渡邊正俊君） 門馬まりえさん。

○8番（門馬まりえさん） 復興事業に従事する方が1,000人以下を切って、収納率も安心・安全ネットワークを通して大分よくなってきているということは、これは本当に喜ばしいことだとは思っております。ただ、この保険税で今年度はまだ部分的に2分の1だということではちょっと安心はしているのですが、来年度になると全額で、皆さんどのぐらいの金額に、それぞれ違いますから、どんなふうになってくるのかなって心配はしております。特に単身の高齢者の方の保険税については、夫婦2人で国民健康保険、もらっているときは、8万円くらいですから、大体2人で16万円くらいになるのかなと思っていますが、独り暮らしになるとまた違ってくるので、その辺はどうしても今まで無料だったから、薬局でも今度は払うようにもなりますし、医療機関と薬局ということで、そういう場合にできるだけ私としては病診連携で、薬局も本来であれば薬局は自分の薬局というか、1か所の薬局を、例えば東京で受診しても処方箋をもらってきて私は広野薬局でもらっています。それは、なぜかという門前薬局みたいに病院ができてこの辺は、私もちょうどそのとき保健所にいたのですけれども、病院が新しくなるとその前に薬局が、門前薬局といいまして、五、六軒できたのです。そうすると、本当に病気、高齢者になると眼科に行ったり内科に行ったり、足が悪ければ整形に行ったりという形で3か所ぐらいからお薬をもらう。そうすると、お薬手帳で確認すればそれはいいわけなのですが、やっぱり1つの薬局でこの薬とこの薬とこの薬を医療機関からもらってきて、薬歴管理というか、この薬とこの薬は痛み止めで同じようなもので出ているから、こちらは要らないのではないかとということで主治医に連絡できるのです。そして、取り消してもらうとかという方法で無駄な薬は飲まないというような形、薬だって必ず副作用がありますから、そういうために薬局を院内から院外薬局にという形にしたのですが、今全然そういうことは考えられていなくて、本当に大きい総合病院でも門前薬局があって、そこからもらってきてという形になっていますから、本当に国からのニュースなんか見ると薬価がすごくお金が、1兆円ぐらいになっているって、毎年毎年そして増えているというような話も出ますので、町村によってはかつて健康相談と国保系のほうが一緒に健康相談の会場に行って、それで個々の集落のレセプトが入ってきます。すると、ここの集落は胃潰瘍が多いですよ、ここの集落は肝臓疾患が多いですよなんていうことで説明をして、皆さん食生活に気をつけましょうということで、今度は保健師さんから健康相談をやって

いるなんていうような市町村もありました。もう少し健康相談の中で役場の健康福祉課という形を取っていますから、そういうところで個人情報を除いて疾患別に集落ごとのが出れば、国保だって福島の国保に委託していろいろやってもらっているわけですから、そのぐらいのサービスをきちんと国保のほうからもらって、集落でこういうのが多くなっていますよ、気をつけましょう、そのためにはこういう生活が必要ですよというあたりで、健康福祉課あたりで少しずつ、今はちょっと休んでいる方もいるので、無理かもしれませんが、そういう活動なんかも少しずつして周知徹底をしていただけると、国民健康保険税も少し抑えられて、とにかく広野と檜葉は従来から医療費が高いというのは、これは各保健所でも分かっていることだったので、多受診が多かったのです。私は、檜葉を担当していたのですが、とにかく多受診が多い。役場の保健師さんから、役場で行くと町民から怒られるから保健所で門馬さん行ってくれないかということで、私も保健所に隠れてそれでも毎日、30日ぐらい行っている多受診世帯を訪問したりしてお手伝いしたことがあるのですが、やっぱり住民の方にお知らせすると、教育と言ったらおこがましいのですが、やっぱりこういう制度になっていますよ、こういう病気が多いですよ、そのためにこういう生活をしましょうという形で、これ1年、2年でできるものではないですから、根気強くやっぱりこの国保税を抑えていくのには健康づくり、健診からですから、毎日の生活からですから、そういうのをこつこつとみんなでやっぱり取り組んで、声をかけ合って取り組んでいくということが大事になって、それが最終的には医療費を抑えたり、国保税を抑えたりする形になっていくのではないかなと思います、町長、いかがでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（遠藤 智君） この国民健康保険に受診するという受け止め方、それは日々における健康の管理を念頭として、保険税と保険料の納税に至るこの捉えについてお答えしたいと思います。

まず、今町内においての高齢化率は30%を超えて、33%ほどまで今上昇しております。震災から10年を経て、やはり健康をしっかりと、窓口は健康福祉課になりますが、健康福祉課が町民の健康状況を正面に受け止めていくことにおけるこの管理、健康を保持していくことの捉えを日々の中で保健センターをはじめとした体制の中で捉えていくことにおいて、この受診に当たるこの現況というものを実態を掌握をする方々とともに、また重ねてであります、社会福祉協議会も併せて同じなのです。社会福祉協議会の職員と連動、連携をして、町民の健康を受け止め、管理していくということがまず第一義にあるということであります。その上に立ってこの公平性の観点から納税を期するということにつきましては、ただいま答弁申しましたように92%という収納率をいただいておりますが、震災以前は81%でありました。この収納いただくのも、これまで納税してこなかったという期間があるものですから、この納税をするということを気づいていない方もいらっしゃるのです。ということで、納税をするということを健康を保持する、守るということと併せて職員が町民の方と受け止め合っていくという体制は2つ目として重要であろうと念じるものであります。その

ことにおいて、3つ目でまとめたいと思いますが、今この徴収員という体制を震災以降止めていたものを、今般令和5年度から1名配備をしまして、そして納税の徴収に当たっているという体制を取りました。ついては、納税に関してはその窓口担当者を設けて、そして納税に対する対応というものを組織の中で受け止め合っていくという取組を捉えて、震災以降においてこれから来年は10分の10納税をいただく運びとなりますので、ついては令和6年度、令和7年度ということで町民の方々のこの理解をいただき、そしてこの対応をいただくことをしっかりと捉えていくことを健康福祉課、そして保健センターとともに社会福祉協議会との連動、連携の中で全庁を挙げて捉えていきたいと考えております。

○議長（渡邊正俊君） 門馬まりえさん。

○8番（門馬まりえさん） そうしますと、今年度から徴収体制の整備の中で会計年度任用職員1名を配置するというのは、配置されたということによろしいですね。分かりました。

では、以上で終わりたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） これで8番、門馬まりえさんの一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時8分であります。ただいまから10時20分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、10時20分まで休憩いたします。

（午前10時08分）

○議長（渡邊正俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◇ 高 木 光 雄 君

○議長（渡邊正俊君） 一般質問を続けます。

次に、3番、高木光雄君、一般質問席に移動してください。

3番、高木光雄君。

〔3番 高木光雄君登壇〕

○3番（高木光雄君） それでは、一般質問させていただきます。

初めに、一言ご挨拶させていただきます。このたび11月12日に広野町の選挙がありましたけれども、広野町の町民の方、あるいは町外の方の支援をいただきましてこの場に立つことができるようになりました。今後は、支援をいただいた方々の期待に応えられるように、私のモットーとしている勤儉力行、つまり何事にも全力を尽くして頑張るというこの言葉を胸に刻みまして、今後遠藤町

長をはじめ、執行部の皆さんと忌憚のない意見交換をして、広野町がさらに住みよい町になるように頑張りますので、よろしくお願いします。

それでは、一般質問の通告表に従いまして、私のほうでまず1点目の質問をさせていただきます。

1、広野町役場組織体制（雇用・教育）について。私は、大手建設会社に47年間勤めました。この間、皆さんが生活するインフラ関係のものづくりをしてまいりました。ものづくりで一番重要なことは、これをつくる職人、管理する職員、この人たちがきちんと教育されて知識を習得しているかによります。私も会社に入社してから退職するまで、ずっとそのことを考えて行動していました。そこで、以下伺いたいと思います。

①、広野町庁舎内で現在、12月4日付で結構です。役場より給与支給されている従事者は何名おられるか。そのうち、平成23年3月11日に発生した東日本大震災時に在籍されていた職員は何名でしょうか、伺います。

②、現在体調不十分、あるいは病気で休んでおられる職員はいますか。もしいるとすれば、どのようなフォローをしているのか伺いたいと思います。

それから、③番、職員の職務、あるいは対応能力向上の教育については、これは臨時職員の方も採用されていると思いますけれども、その辺も含めて誰が、いつ、どのようにこういった教育をしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、4点目、教育の成果を確認すると同時に、適材適所のため、人事考課制度、私たちは会社にいたときもしていたのですけれども、それをどういうふうにしてやっておられるのか。もしコンプライアンス上差し支えあれば、そこは削除してお答え願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

町長、登壇を許します。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 3番、高木光雄議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、広野町役場組織体制（雇用・教育）についての1点目、現在役場より給与支給されている従事者は何名か、うち東日本大震災発生時に在籍していた職員は何名かにつきましては、令和5年12月4日現在、会計年度任用職員を含めた全職員数は137名です。そのうち、平成23年3月11日に発生した東日本大震災時に在籍していた職員数は50名です。

ご質問の2点目、現在体調不良、病気で休んでおられる職員はいますか、いるとすればどのようなフォローをしているかにつきましては、令和5年12月4日現在、病気休暇を取得している職員は1名です。病気休暇を取得している職員に対し、所属先の課長等が定期的に電話や面談により直接状況を確認するとともに、必要に応じ、家族への面談等を実施し、復職に向けて丁寧な対応を行っています。病気休暇を取得している職員の復職に向け、広野町職場復帰支援実施要綱を制定し、主

治医、所属先の課長等及び当該職員と協議の上、復職に対する不安の解消、職務への自信の回復、職務への適応訓練などを治療の一環として、勤務時間の短縮やテレワークによる在宅勤務などの職務軽減勤務等を講じ、円滑な復職に向けて取り組んでいます。

ご質問の3点目、職員の職務、対応能力向上教育は誰が、いつ、どのように実施しているのかにつきましては、地方創生や加速化する人口減少への対策など、多様な行政課題や増大する行政需要に対応し、ワークライフバランスの確立、労働生産性の向上、業務効率化、自治体のDX化など、時代の変化に柔軟に対応できる職員を育成するため、福島県と県内市町村が共同で設置する財団法人ふくしま自治研修センターにおいて研修を受講することで、職員の資質向上に取り組んでいます。財団法人ふくしま自治研修センターにおける研修は、職務年数、職階などの段階に応じて実施する基本研修8課程、専門的な分野に特化した選択研修12課程となっており、毎年20名前後の職員が研修を受講しています。専門性を持った会計年度任用職員の採用につきましては、広野町会計年度任用職員募集要領に基づき職種別に公募し、必要な人材確保に取り組んでいます。

ご質問の4点目、教育成果の確認と適材適所配置のため、人事考課制度を採用しておられると思います、どのように実施しているのかにつきましては、広野町職員人事評価実施規程に基づき業績評価、能力行動評価の2つの項目で評価しています。業績評価においては、困難度、貢献度、優先度、能力行動評価については倫理、責任感、知識、技術、業務遂行、判断、伝達、協調、接遇において自己申告により目標を設定し、直属の上司による1次評価と課長による2次評価により職員の人事評価を行っています。平成25年度から全職員を対象に人事異動自己申告票制度を導入し、職員の希望する業務等を把握して適材適所な人員配置に反映させ、業務への関心を高めることにより、能力発揮や人材育成などに取り組んでいます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 今大体お話を聞いたのですけれども、私がちょっと先ほど震災時に何名おられたかと聞いたのは、実は町として、ここに書いた第五次広野町振興計画とか、あるいは復興計画、あるいは人、ものづくりとか、いろんな計画を町で策定しています。これらの策定に関して一番、先ほど137名が現在いるのですけれども、そのうち50名ですか、当時いたというその職員の方は、多分広野町の震災時と、それからこの十何年を一番よく知っているのはこの方々だと思うのです。ですから、この方々がこういった、要するに広野町として今後どうするというような計画書がいっぱい出ているのですけれども、これらにこの方々の意見とか、そういうのをどういうふうに反映されてつくっているのかなというのがあって、当時どのくらいいたかと聞いたのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（遠藤 智君） この町の施策の反映における職員の対応についてお答えしたいと思います。

まず、震災直後に策定をしたのは復興計画でありました。復興計画を第一義に捉えたのが前町長の時代でありました。私は、2年以降に役場に入庁させていただきまして、まずこの復興計画のレビュー、第二次復興計画をつくり、かつ町勢振興計画が5年ごとに展開していくわけですが、町勢振興計画と整合性を取るという取組をしました。この取組において、まずこの窓口は復興企画課、いわゆる全庁12課ありますが、12課ある中でその計画をまとめる課が復興企画課ということで、復興企画課を中心にいいスタッフを選抜をして、委員の意見、提言を取りまとめをして、そしてその計画を資するに当たったということでもあります。ですので、震災直後から1年、春夏秋冬、時間が経過する中において、3年、5年、8年、10年と変わってきていますので、そういったことにおいては日々の課等々の取組、そして全庁的な取組については、今現在は課長等会議と情報共有会議を起こしておりまして、全庁横断的に日々の業務の中で情報共有をして、係る必要な事案について対応できる体制を捉えながら、ただいまご質問いただいておりますこの施策の展望について当たっているところであります。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） やはり今確かに町の行政をするにおいては、多分そういった課長さんとか、いろいろ職員の意見を聞きながらやっているということは今分かりました。あとそれから、先ほど今現在137名おられる方、これらは臨時職員というか、そういう方は大体何名くらいおられるのでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） 臨時職員の人数は51名となります。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 分かりました。私どもが会社にいたときは、要するに財源というか、そういうのがありますから、なるべく、いろんな課があるのですけれども、その課の中でいろいろやりくりして何とかしようというふうに考えるのですけれども、やはりそういった横の連携、今縦割りにしましたけれども、そういうことも考えて、どうしてもいないということでそういう臨時の方は緊急に雇っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） 臨時職員の採用する捉え方ではありますが、まず1つ目としまして正職員、いわゆるプロパー職員は、ご質問いただいておりますように91名の枠の中で採用に当たっています。その施策等々を捉えるのは、正規職員の中の選ばれた職員から課長等がマネジメントをして取りまとめていくという取組において、この会計年度任用職員においては、正規職員の実務執行において補助業務として必要な際、その種別ごとに、その課ごとにこの募集をかけているというところにあります。ですので、年度初めの募集の際と、あと期中の中でも必要に応じてかけるという場合が会計

年度任用職員の場合はございます。ということで日々の業務の対応に当たっています。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 分かりました。限られた人数でやっているからそういうふうになるのですが、そういった臨時の方も正職員の方も、先ほど聞きましたけれども、やはりその効果というのですか、この役場の職員は多分30年、40年ってずっと勤めると思うのですけれども、やはり段階的に、例えば私どもなんか会社に入りますと10年、20年、30年たったら、例えば20年くらいたったらもう現場を1人で任せられるわけです。そのときにはやはり責任というのがつくのです。そのときに、例えば私どもがやってきたのは、20年たったら高木は支店長、あるいは社長の代理で、現場でよく現場代理人という言葉を使っていますけれども、全部その職務を、要するに安全面、工程の面、お金の面、そして品質の面、そういったもろもろのものを段階的に教育されて、それで一人前に認められて、それで現場にやられるのです。ですから、そういった町としても段階的に、例えば私が先ほど聞いた50名の方がいました。その方ももう大分上役になって、そして多分下の方の面談とかいろいろやっていると思うのですけれども、その辺に、私なんかいつも注意していたのは考課する人、その上司です。上司の人が、その下の人が、あるいは考課するのが替わりますよね。替わる。そのときの考課の引継ぎというのが私はいつも難しく感じていました。その辺をちょっとお伺いしたいのですが、どの辺に、考課する側としてどのようにして引継ぎとかをしているのかなというようなことだけちょっとお伺いします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） 人事評価における実態についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、この役場庁舎内においては異動する際、例えば遠くの地域に異動するということはないと。庁内において、1つの庁舎と、そして保健センターとか、また社会福祉協議会とか公的機関のあるところにおいて対応に当たっているということがまず環境としてあります。その評価についてであります。私は20代から50代まで企業に従事をいたしておりました。その際、スタートラインで私が捉えていたものは、やはり経営という観点において、いわゆるマネジメント、マネジメントはその職制における信頼関係の下に機能する組織体制があらなければその目的は達成できないということを常に念頭としておるものでございまして、つきましてはこの役場庁舎内の、公的機関の人事評価というのは非常に難しい。と申しますのは、人事評価制度をまず捉えたことにおいては、私は入庁してすぐに各職員の個人がどこに行って何をしたいかということの一人一人の意見をスタートの年度から取り寄せました。職員の意思をしっかりと捉えると、そしてその評価制度によって評価をしていくと。その評価については、今申し上げましたが、公的機関の場合の1次評価、2次評価とある際に、各個別的な項目において評価する際、どうしてもこの標準的な評価になり得ていってしまうということがあると。つまり物をつくるとか、例えばある形を明確化するということが数値化できないという実態もある。町民の方々の捉えにおいて施策を展開をしていくわけでありましたが、

主事から主任主査、係長、課長補佐、課長という職制の中において、その評価をまずしっかりと受け止めていく体制というものが管理職職員、課長補佐という縦社会の中において、今おたのしいように、いわゆる教育をするということが不可欠であろうということを念じているところがございます。ただいまのご質問につきましては、この評価をどういうふうにしているのかについては、なかなか難しいところにあるところにあります。それをしっかりと今取組を捉えをしているところにありますとともに、その評価からの人材の配置、設置については本人の意向をまず第一義に捉えて、そして信頼関係の下に納得のいく形で配置に当たっていくという捉えに今あります。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 分かりました。役場の、先ほど言った、今百何名ですか、こういったやっぱり限られた人数ですから、この辺コミュニケーションをよく取って、要するに広野町、町民は役場庁内がどういうふうになっているかというのを多分皆さん気にしていると思いますから、その辺十分よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。広野町一般財政の歳入についてでございます。前の質問においても、役場でも事業計画、執行のよい結果を残すためには、そこで働く従業員のきちんとした教育、知識、技能習得が大事であるという再確認をさせていただきました。しかし、安定的な経営には人材だけではありません。資金がなくては事業は成り立ちません。継続もできなくなります。そこで、①として、広野町役場一般会計歳入部の主要資源について、東日本大震災前の平成21年度、あと中間の平成28年度、あと昨年、令和4年度の収入額と併せてお尋ねいたします。

それと、人口減少傾向というのは当町でもほかの自治体と同じと思われますが、町民税の負担増加は期待できないと思います。そこで、固定資産税に注目したとき、令和4年度分で広野町での一番の大きな納税事業者、あるいは金額、差し支えなければお伺ひしたいというふうに思います。

それから、3つ目として、広野町内の企業に対して定期的にいろいろ訪問して、幹部との懇談会とか、あるいは現状を確認するとか、あるいは雇用の確保とも併せて要望とか、そういったものを意見交換しているのか、お伺ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

町長、登壇を許します。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、広野町一般財政の歳入についての1点目、広野町役場一般会計歳入部の主要資源につきましては、東日本大震災前の平成21年度、平成28年度、昨年度、令和4年度分の収入額につきましては、平成21年度の町税は20億3,860万6,326円、地方交付税は6,831万2,000円、国庫支出金は4億1,456万7,381円、県支出金は2億7,268万5,434円です。平成28年度の町税は28億9,153万5,278円、地方交付税は6億2,280万4,000円、国庫支出金は10億8,291万502円、

県支出金は48億9,173万3,193円です。令和4年度の町税は38億9,743万1,357円、地方交付税は4億2,022万3,000円、国庫支出金は8億9,546万3,427円、県支出金は7億5,342万5,048円です。

ご質問の2点目、令和4年度分の固定資産税で一番大きな納税事業者及び金額につきましては、令和3年11月に運転を開始しました広野IGCC発電所の広野IGCCパワー合同会社であり、納付額は17億377万3,000円です。

ご質問の3点目、町内の企業へ対して定期的に訪問し、幹部との懇談会、現状の確認、時には雇用の確保等も併せて要望等を提出しているかにつきましては、平成元年度に町と広野工業団地進出企業において連携を深め、懸案事項の調整や連絡体制を確立し、相互の振興発展と活力ある町づくりに寄与することを目的として、広野町立地企業連絡協議会を組織しました。現在当該協議会には20社が参加しており、毎年開催される総会、随時開催する役員会において、相互の連絡調整、新たな設備投資に対する国、県等の支援策、雇用に関すること、環境、交通安全対策などについて情報、意見交換を実施し、要望等を行っています。また、令和5年2月には広野町商工会及び広野町商工会工業部会主催により、広野町商工会会員と広野町立地企業連絡協議会会員、町が参加し、情報交換と相互の交流を目的として異業種交流会が開催されました。参加企業が相互の現状を把握することにより設備投資や流通が生まれ、地域経済の活性化が図られ、新たな復興、創生に向けての展望が開けるものと捉えています。今後も町内企業や商工会、関係機関と相互に連携を図り、町内企業発展並びに地域経済の活性化に継続して取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 先ほど平成21年、28年、令和4年度の財源をちょっと聞きました。私がここで何でそういうお話を聞きたかったかは、町の財政としてやはり一番大きいのは多分企業の固定資産税とか、そういうことだと思うのです。それで、今一番大きいのは広野火力にあるIGCCの合同会社というふうに聞きましたけれども、10月の25日ですか、広野火力の1号機、3号機、4号機を廃止するというような報道がありました。多分それに関連して、今IGCCさんに関してはそれとはちょっと違うかもしれないのですけれども、いずれにしてもこの広野町としては広野火力に関しての財政が多分もうほとんどだと思うのです、この町は。この広野火力に関しては、ちょうど私が結婚した年です。忘れもしない。昭和55年に1号機と、それから2号機と運開をしているのです。43年たちます。ずっとこの、今株式会社JERAですけれども、東京電力には財政とか、それから雇用とかいろんな面で、多分いろんなことで町としてはよくしてもらった。本当の発展の一つだと思うのです。それで、JERAさんで10月25日に発表したのですけれども、それに対して株式会社JERAとして遠藤町長はじめ、あるいは執行部の皆さん、あるいはちょっと私確認はしなかったのですけれども、議会のほうに関してもどのような説明があったのか、その辺をちょっとお伺いしたいのですけれども、なかったらなかったであれなのですが、重要なポイントかなというふうに思

うのです。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） ただいまの広野火発の１、３、４の廃止措置に関わる企業からの説明の経緯についてお答えしたいと思います。

まず、初めに申し上げさせていただきますのは、このプラント立地企業との関係にあります。東京電力から震災後、株式会社ＪＥＲＡ並びにＩＧＣＣ合同会社が設立に至りました。この間、企業体とはしっかりとこの議会と協力関係、しっかりと、緊密な地域に根差した発電事業を展開をするという、昭和55年の１号機運転開始から43年を経過する中において、この電力事業のあるべき姿、ある形については、しっかりと地元立地町と連携、協力を図っていくという緊密なその信頼関係の下に取られているということをまず確認させていただきたいと思います。その上において、今我が国における石炭火発におけるエネルギー施策にあるこの株式会社ＪＥＲＡにおいては、この東エリアと西エリアとありますが、東エリアの最後が広野火発の重油の１、３、４、今現在２号機が冬場の発電に待機している状況にありますけれども、この鹿島系、いわゆる京浜、京葉から鹿島、ひたちなかに向かっていく際に、この一番東北の広野火発の展望においては、その折々、その都度情報共有をさせていただいておりました。情報共有をさせていただくとともに、この本件については福島県当局としっかりと情報共有を重ねて連携を図って、そのことは国としっかりと共有をしていく。この基礎自治体としての対応に当たる上において、雇用並びに大規模償却資産税等、広野火発のみならず新地町における発電所、いわき市の発電所とございますので、そういった今廃炉に向かっていく現況にある中においてのこの順位における発電事業というものの連絡の調整をしていく、受け止め合っていくことについては、随時情報共有に当たっていたということになります。かつ加えてこの御議会、議会への説明については、電力事業者がこの社会にプレスリリースをする際に、発表する際に時期を捉えて議会への説明に当たって質疑応答いただいた、そして理解の下に取られてきたということでもあります。

加えて、１点だけ補足させていただきますが、震災以降、ＩＧＣＣがこの福島イノベーション・コースト構想における一端を担うという役割を果たしていることについては、前進の東京電力と、そして今の株式会社ＪＥＲＡ御社においては要望活動をさせていただいておりました。これは、このリプレースをすることによってこの火力発電所の未来に向かう存続、永続を願い、目標を捉えてそのことについての要望活動をしてきております。そういった経緯、プロセスを踏まえて今般の１、３、４の廃止措置に至ったということでもあります。

○議長（渡邊正俊君） ３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君） 今要望活動というのは、文書か何かでＪＥＲＡさんのほうとか、そういうふうになっているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） 議会と町の合同要望という形で、文書で要望活動に当たってきました。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 二酸化炭素の問題もあって、確かに今このJERAのホームページを見ると、アンモニアとか、そういったほうに今後20%、50%と切り替えるというような話になっています。この町でもやはり今そこには、要するに今言ったように1号、3号、4号を廃止、それで2号機は動いていますから、多分すぐは撤去にならないかもしれないけれども、いずれこの町としては、小さいながらも小さい船は来ます。仮に撤去したとしても跡地はあります、あれだけの。ですから、今後要望活動に関しては本当に町一体となって、毎年やっているかどうかちょっと分からないですけども、やるべきかなというふうに思いますので、一番これは、本当に今ここで撤退なんかされたら、撤退ですよ、この町の財政が物すごく大変になるのかなというのはちょっと危惧していますので、この質問をさせていただきました。

それでは、次の、最後の質問ですけれども、企業誘致活動についてちょっとご質問させていただきます。広野町商工会加盟会社は、大小合わせて150社と聞いていますけれども、後継者問題もあり、店の数は年々少なくなっていると思います。特に広野駅前通りは空き地が多くあるのかなというふうに感じています。それで、企業が今後事業縮小とか、あるいは撤退とか、そういうようなことが起きてくれば雇用も確保できず、それから町としても財源も減って、行政のサービスもだんだんと難しくなるという状況になると思います。それから、震災後も町として工業団地とか産業団地、そういったことも何か所か造っています。そこで、今回企業誘致の取組ということに関してちょっとお伺いしたいなということで、①として今現在町が所有している未売地とか、売れていない土地、あるいは貸し出しているその面積はどのくらいあるのか。

それから、2つ目は、私もちょっとあるところで企業誘致推進員というのをやっていました。本当に企業誘致は簡単ではありません。私も4年ほど経験しましたけれども。そこで、広野町としてはその企業誘致活動に対して誰がどのように実行しているのか、あるいはその成果、あるいは結果が上がっているのかどうか、その辺をちょっと、あるいは課題は何なのかというような現況も含めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

町長、登壇願います。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の3番目、企業誘致活動についての1点目、町の所有している未売地、あるいは貸出し用地面積はどのくらいあるかにつきましては、企業誘致を目的に町が造成しました広野工業団地、広野駅東産業団地、東町産業団地の現況は次のとおりです。広野工業団地につきましては、事業用地約44.3ヘクタール、入居事業者20事業所、分譲面積約41.4ヘクタール、賃貸面積約2.9ヘクタール、現在分譲、賃貸可能区画及び面積はありません。広野駅東産業団地につしまし

ては、事業用地約5.2ヘクタール、入居事業者8事業所、賃貸面積3.5ヘクタール、賃貸可能区画及び面積、4区画、約1.7ヘクタールとなっています。東町産業団地については、事業用地約5.1ヘクタール、入居事業者1事業所、賃貸面積約1.5ヘクタール、賃貸可能区画及び面積、4区画、約3.6ヘクタールとなっています。

ご質問の2点目、企業誘致を誰がどのように実行しているか、その結果、成果は上がっているか、課題は何かにつきましては、広野工業団地、広野駅東産業団地、東町産業団地を造成するに当たっては、用地の取得、造成に係る設計、工事の予算を土地開発特別会計で賄っており、主管課は復興企画課となっています。企業誘致並びに進出した企業の窓口は産業振興課が担っていますが、東日本大震災後は復興交付金、加速化交付金を活用しての事業が主となっており、国の予算の獲得、造成工事、企業誘致において、復興企画課と産業振興課が連携し、事業を遂行しています。震災後に誘致した企業は、広野工業団地が平成29年度に4区画、平成30年度に1区画の造成が完成し、令和元年度に1区画を追加販売した合計6区画中、6事業所、入居率100%となっています。広野駅東産業団地は、平成27年度に完成した12区画中、8事業所、入居率67%となっています。東町産業団地は、令和4年度に完成した5区画中、1事業所、入居率20%となっています。広野工業団地、広野駅東産業団地、東町産業団地において、新規に造成し、空いている8区画の全ては現在企業との商談中となっており、ご案内できる区画はなく、確実に成果を期している現況にあります。

課題につきましては、進出企業の多くが復興特区の優遇制度を活用しており、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を取得する場合、交付決定を受けて工場等を建設するまでには約3年間の期間を要し、採択を受けた補助金に応じて地元から新規に従業員を採用することとなっていることから、事業の規模拡大や雇用増員は、企業の長期的な展望による事業計画が不可欠であり、避難生活が継続している双葉地域では新規採用となる労働力の確保が課題となっております。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 今いろいろ未売地のところを聞くと、工業団地、産業団地2か所ですが、三、四か所くらいですか、私も時々行って見ているのですがけれども、平成27年、8年以降そんなには新しく事業者が来ていないのかなというような感じがします。やはり町でも今各課で一緒になりながら、ホームページとか、いろいろな資料の作成等やっていると思うのですがけれども、基本的にはやはりこの広野町が立地的に有利とか、そういうのはかなりあると思います。ですから、どうしても企業誘致の決め手はやっぱり町長です。トップがやっぱりその企業に行って、これ何回も行って足を運んで、そうするとお互いに、私も先ほどある町と言いましたけれども、3件ほど誘致した決め手というのはやっぱり雇用なのです。来ます。高木さん、町に働く人はいますかって必ず言われます。それから、水の問題。工業用水はありますかと言われますから。今ほとんど双葉郡はありません。そうすると、限られてしまうのです、来る企業というのは。ですから、相手のそういった

ところの本当のニーズを、まず雇用はこういうふうにしますよとか、それからどうしても、この議会で一般質問でもありましたけれども、その本社のある会社を誘致するとか、あるいはその辺をちょっと質問した方もおられましたけれども、やはりこの町に来るとすると本社ごと一緒に来るというのはなかなか厳しいのかなって。そういう雇用の面も含めてですが。ですから、私はある程度今町でいろいろPRはしていると思いますけれども、一番の原点は先ほどの、ちょっと前の質問で私言い忘れたのですが、異業種交流会というのをやっているというふうに聞きました。これが一番私は企業を誘致する活動の原点かなと思っています。広野町は、異業種だと多分今農業は入っていないのか、農業の関係者も含めていろんな交流会とか懇親会をして、私がある町で経験したのは、震災が来ましたが、災害がありました、そうすると今までずっと縦型の業種ごとでしか付き合いがなかったのですけれども、それが横の連絡をすることによって、かなり物品とか人とか物の貸し借りしました。そういう経験があります。ですから、この異業種交流会、ちょっと先ほどに戻りますけれども、これに関しては本当に町を挙げてバックアップというか、いろんな意味でこういうところをしておけば、多分会社によっては10人、20人、30人の会社があります。この会社は必ず高齢者がいます。あと3年後には3人辞めます。だから、3人新しく入れるとかって。例えば20社がいたら、もう毎年そういう出入りというのはあるのです。そのときに、例えば定住の問題も若い人が入るのであればそこに町として何らかの手当てをするというような、そういう企業と連携しながらするのが一番私はベストだと思うのです。ですから、別に東京に行って企業の誘致活動をするということではなく、まず今広野町にあるいろんな企業といろいろ先ほど言った懇親会、懇談会をした中で多分いろんなヒントがあるのかなって、私は思っています、そういうふうな。ですから、先ほど言いましたけれども、農業も入れて土地利用というものに関して、平成29年にちょうど4月に広野町の公共施設の維持管理という、あれ出していますよね。私これ見ましたけれども、物すごく今後広野町のいろんな建物とか土地の処分がかなりあります。それに関して、あと5年後には何億円、維持管理ですよ、あるいは建て替えとか、そういうものがかなり細かく書いてあります、この図書には。ですから、そういうものが出来上がっていますから、それと今空いている土地とか、そういったもの、それから地元の企業を含めて、この3つ、そういったものを組み合わせてうまくこの土地利用イコール企業誘致というふうにしてもらったほうがいいかなと思いますけれども、町長、どうですか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） 町内における土地の活用から産業集積を捉えての産業のテーマについてお答えしたいと思います。

まず、今ご指摘いただきました町長の取組においては、私が一番大きな力を受け止めて捉えたというのは、みらいオフィスビルがオープンした際に、その入居する企業に入っていただくためにそこは東京一円を歩きました。日経新聞にも書いていただきました。それは、3月の半年前であります。

した。9月頃。そして、引き合いがあり、そしてお話を申し上げた経緯がありました。今現在においては、福島イノベーション・コースト構想推進機構において、今その原動力ともなるF—R E Iという国際研究教育機構が農業分野まで入って、5分野において7年後の平成、この10年、新たな10年に向かっていくことにおいては、推進機構におけるこの双葉事務所もありますので、県の出先事務所としっかりと連携を図っていく、情報共有していくということを捉えるものであります。ついては、先ほどの質問にもございましたように、要望書をこれまで国、それは経産省になりますが、企業立地補助金の要請をお願いしてきました。そのことにおいて、今この産業団地と工業団地において55ヘクタールを超えるこの敷地面積であります。これは、原子力立地町とほぼ等しい広大な敷地面積となります。この58万平方キロメートルの小さな町に広野インターがあり、いわきの次のスーパーひたちが止まるこの立地条件をもとに様々な方々の引き合いをいただけてきました。ついては、折々その責任の方とはご挨拶をしてきました。ついて、今答弁申しましたように、全区画において全てこの引き合いがあって今商談中にあります。立地の交付が決まれば、決まるまでの時間と決まってから約3年ほどあることにおいて、各市町村皆同じ制度設計の中で動いておりますけれども、広野町においてはその体制は全て整いつつあるという状況にあります。今ご指摘いただいたように、工業団地の水関係は東町団地にはない、産業団地にはないことにおいて、水を活用しないという企業を捉えてきてからのことでもあります。そういったこの企業等々の引き合いを復興企画課、産業振興課を中心に対応に当たっています。

さらに1点であります、異業種交流会のこの取組は、私はこれは産業の集積を図っていく、新たな産業の展望を広げていく、今福島復興に向かう福島イノベ機構の展望に向かっていく際に、やはり立地している企業等々の方々がしっかりと連携を図って、お互いをリスペクトして受け止め合っていく、そのことにおいてサプライチェーン、さらなる企業活動の幅を広げていくというような観点を持って交流をしていくということは極めて重要であろうと。新しい昭和から平成へ歩んできた広野工業団地を中心として、新たな2つの工業団地が生まれてきたということにおいて、新しく参入する企業の方々としっかりと連携、連動していくということは、この企業活動の力を増すという取組にあることについて、ただいまご指摘いただきましたように、町がそこをバックアップをしていくということは極めて大事だと捉えております。そういった機会をしっかりと大切に捉えて、さらなる展望、令和5年から令和6年というふうに、ステップ・バイ・ステップという取組を確かなものとしていきたいと考えております。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） 分かりました。これで私は質問を終わりますけれども、やはり私が冒頭に、今の最後とリンクしますけれども、やはり企業誘致に関しても、あるいは今後町のいろんな産業とのやり取りもやはり人なのです。それは、やはり役場の職員です。まず、役場の職員の方が、執行部の方がまずそこを十分に、我々もですけれども、勉強しながら、そこはやはりいろんな、先ほど

人事のをいろいろ言いましたけれども、やっぱりそこは一人一人、みんな広野町のために何かしなければならぬというのは多分みんな思っていると思いますから、そこはみんな力を結集してやればできないことはないと思いますので、今後ともそういった、我々も執行部のやることに関してはいろんな見方をしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（渡邊正俊君） これで3番、高木光雄君の一般質問を終わります。

◇ 西 内 玄 太 君

○議長（渡邊正俊君） 一般質問を続けます。

次に、5番、西内玄太君、一般質問席に移動してください。

5番、西内玄太君。

〔5番 西内玄太君登壇〕

○5番（西内玄太君） それでは、通告に従い、質問いたします。

決算不認定後の対応について。令和5年第3回定例会において、議案第45号 令和4年度広野町一般会計歳入歳出決算認定についてが不認定となったことについて、議会が不認定とした理由は適切であったと考えているか。適切であったと考える場合、どのような措置を講じるか伺います。

質問の2点目、議会での一般質問や議案の質疑において、町長や各課長等に反論を含む反問権が必要と考えるか、伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

町長、登壇を許します。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 5番、西内玄太議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、決算不認定後の対応についての1点目、議案番号第45号 令和4年度広野町一般会計歳入歳出決算についてが不認定となったことについて、議会が不認定とした理由は適切であったと考えているか、適切であったと考える場合、どのような措置を講じるかにつきましては、不認定の理由として、道の駅整備事業が休止となった問題で執行者は説明責任を果たしていない、広野町振興公社は令和3年度の決算で赤字を出しながら議会に報告がないということではありますが、道の駅整備事業につきましては平成28年5月から広野町産業厚生常任委員会継続調査、令和2年8月、9月開催の広野町議会全員協議会並びに令和2年8月開催の住民説明会において説明を行っています。令和3年9月16日、道の駅に関する調査特別委員会が設置され、延べ9回にわたり同委員会が開催され、令和4年12月15日、道の駅に関する調査特別委員会報告において、ボーリング調査内容に判断の誤りはなかったとの報告については総意を得ていると受け止めています。広野町振興公社については、令和4年6月29日、令和4年12月2日並びに令和5年1月12日の広野町議会全員協議会において、広野町振興公社の業

務改善と二ツ沼総合公園内の施設管理における指定管理と業務委託の仕分などを行う経営改善計画を説明しています。本件の不認定の理由については、行政執行に瑕疵はなく適切であり、地方自治法233条第7項に基づき必要と認める措置を講ずる必要はないと捉えています。

2点目、議会での一般質問や議案への質疑において、町長や各課長等に反論を含む反問権が必要と考えるかにつきましては、現在広野町議会議長より町長及び教育長において一般質問における反問権の付与が認められています。反問権は、質問の趣旨の確認のみであります。反問権を行使することで議論が活発化し、質問と答弁がかみ合わないことを防ぎ、議論の論点、争点を明確にすることができます。議論を活発化していく上で、町長や各課長等に反問権の行使は必要であると捉えています。反論を含む反問権につきましては、広野町議会において町は十分に協議、検討していくことが必要であると捉えています。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） ただいま町長から答弁がありましたけれども、町としてまず大きな点として道の駅の工事の中止、計画の中止と振興公社の赤字の件ということで分析をされたということですが、その後の対応は委員会での説明、住民説明会での十分な説明と、公社のほうについても報告等行政に瑕疵はなく執行されたということで答弁がありましたけれども、私も全く同感でございます。措置についても、ちょっと講じる措置がないというところでしたけれども、こちらについても私も同感だというふうな考えでございます。町長の答弁でもあったのですけれども、反問の部分、おっしゃるとおり反問があること、反問を受けることによって議会の議員のほうも十分な知識を持った上で発言をするようになるかと思えますし、おっしゃったような利点が十分にあると思っております。以前の当町議会の様子を見ていますと、議案の質疑等で現に議案になっているところと関連の薄い部分の質疑や要望が行われるというようなことが横行していたような印象がございました。こういった部分が続きますと、審議に要する時間だけが間延びして、十分な議論を尽くす妨げになる要因になるというふうに感じておりました。当然こういった質疑については、議員は自らが言う前にこれちょっと関係が薄いなというところで思いとどまったりとか、仮にそういった発言があったとしても議長が制止するということが前提になってくるとは思いますが、議長も数いる議員の発言についてその場で100%判断を取るというのはなかなか難しいということもありますし、こういったところで本当に必要な議論を果たすというところの部分で町長が各課長等の、今現在は町長と教育長の趣旨確認というところに限られてはおりますけれども、反問という部分については議論の質の向上だったりとか、議員の意識向上に資する部分も大きいと考えております。答弁の最後の部分で、議論が果たせるようにしていきますということでしたけれども、こちらについては反論までは不要ということの認識でよろしいのか、すみません、改めて伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） まず、この反問権についてであります、これは御議会が総意の下で議長が決議するという内容において、私が今議員おただしの内容についてまずお答え申し上げますのは、一般質問が一問一答方式で今執り行われていることにおいて、私は議会を経験した経緯を踏まえ、議論が一致することなく、質疑という中において、質問を捉えて議論すること、それが一般質問であるかのような、そういった受け止め方というのはこれまでの経緯の中であったかに拝察するのですが、私はそうは全く思っておらないもので、質疑をすることによって、是非の中において課長等がいわゆる職員を指揮監督をするという職責を課長と課長補佐と室長は担っているという、その職制の下にその取組を執行部である、三役である対応をする際に、まず反問権はあつてしかるべきだというふうに私が思うことについては、内容の確認だけではなくて、つまり内容と背景と考える根拠等々の条件があるわけでありまして、そこに反問権というものもあつてしかるべきではないかと、こう思うものであります。課長等と執行部がその反問権を行使できるということは、その答弁のとおりであります、その反問権を含むことについても併せて私は場合によってはあつてもしかるべきではないかと。つまり質問に対する在り方について、いい議論が、質疑ができ得るという前提であります。真摯に尊重し合う、いわゆる信頼関係の下に、町政の展望に当たる際に必要なことは、やはり議論を活発化していくことにおける在り方、ありようではないかというふうに思うわけであります。ついては、今私の考えを申し述べさせていただきましたが、反問権と、反論を含む反問権と、これはこれまでの課長等の皆さんを同軸に、一体として捉えていくという考えが一つにあり、そしてその展望を、よりよい質疑を行うことを念頭として、それは是非の中で施策が展望実現に向かっていく上において、そういった質疑をよりよいものとするということを前提として、そういったケースも捉えるところもあるのではないかという考えを持っているというところにあります。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） ただいま町長の反問権に関しての認識をお伺いいたしまして、おおむね理解できたというふうに考えております。まさに私が先ほど申し上げた部分の内容、質疑をよくしていくために場合によってあつたほうがよろしいというところの認識とお伺いをしました。内容確認であつたり、根拠であつたりという部分、こちらも町長、教育長にとどまらず、各課長等にも必要に応じて付与されることで質疑の質、議論に深みが増すというようなお考えであつたかと存じまして、私もそちらについては同感でございます。先ほどの部分で内容の確認、発言の根拠についての確認というところは反問の部分に入るかとも思いますけれども、仮に議員からの主張の根拠が間違っていると執行部側で判断する場合や、議員からの発言が非合理的であるというふうに町のほうで即座に判断できるような場合、そちらのほうについては反論の部分としてその根拠は間違っていますと執行部として指摘したりとか、議員の今の発言についてはこういう理由で不合理的ですと直接指摘するような部分が反論になるかと思うのですけれども、私個人的にはこういった部分があるとより

議論の幅が深みが増していくというふうに考えているのですが、そういった執行部側からの議会や議員に対しての指摘という部分、まさに反論の部分ですけれども、こちらについても町長はあったほうがよろしいと考えるかどうか、すみません、改めて伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） ただいまの反論を含む反問権の在り方について、あったほうがよいのかどうかということについては、議論の質疑をよりよいものとしていくことにおいて、きちっとした町政の展望に向かうに当たって捉えていく際に、10の質問がありましたら、その10問の質問の中に様々に対応していくわけでありますが、質問のとおりに対応していくという連動性の中にあるわけでありすけれども、反論を含む反問権も場合によってはあってもよいのではないかと思うものでございますので、繰り返しになりますが、展望に資する中において是非を唱えていき、方向性をよりよいものにしていくという質疑の中において、反論を含む反問権があってもしかるべきではないかと、このように私は考えております。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） ただいま答弁をいただきまして、私個人としてもただ単純に議員が思った疑問点を述べて、それに対して執行部が答えるというだけにとどまらず、そういった反問、反論の部分がやはり重要だと考える中で町長のお考えを伺いまして、改めてそちらのほうはやっぱり必要なのではないかなと私個人としても改めて思い直したところでございます。ただ、私は必要だと、おっしゃるとおり無制限に反論、反問については執行部、町長、教育長部局、または各課長等のほうまで広げてやはり認めるべきというふうに改めて考えたところでございます。必要に応じてということですので、議会の内部のほうで申合せをして、現地のほうで議長の許可を取った上でということであれば、場合によって付与するということもクリアできるかなと思いますので、今町長からお考えのほうを伺いましたので、こちらのほうを私は議会の内部にも持ち帰りまして、議論が闊達に行えるような状況をほかの同僚の議員の皆さんにも説明をしてまいりたいと思います。

これで質問の1番目は終了させていただきまして、次に質問の2番目のほうに移らせていただきます。職員への不当要求の防止についてでございます。多様化する行政需要に限りある職員数で対応し、公正かつ迅速な職務の執行を確保するため、職員等に対し、不当要求行為等があった場合には組織として毅然とした対応を行う必要がありますが、町の方針を伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

登壇を許します。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、職員への不当要求の防止についての職員等に対し、不当要求行為等があった場合には組織として毅然とした対応を行う必要がありますが、町の方針はにつきましては、平成16年9月、広野町不当要求行為等の排除に関する要綱を制定し、あらゆる不当要求

及び暴力的不当要求行為に対し、組織的取組を行うことにより、事案に適切に対処し、もって職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行に取り組んでいます。不当要求行為等に対して、職員個人が問題を抱え込むことのないよう、課長等を中心とした組織において毅然として対応するとともに、その内容が重大で慎重な対応を要する事案については、全庁横断的な対応を図るため、不当要求行為等排除対策委員会において協議し、職員の安全と事務事業の円滑、適正な執行に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） 答弁をいただきまして、平成16年に要綱が制定されておりまして、そういったところで組織的な取組として対策委員会等の仕組みもつくられているということで理解をいたしました。個人が抱え込まないように全庁的に取り組むということで、要綱の中で動いていくというところですけれども、まさにこの個人が抱え込まないようにするというのが非常に重要だというふうに考えておりまして、やはり昨今は高齢化や人口減少等の対応だったりとか、マイナンバー関連の国から落ちてくるような業務であったりとかということで、行政の仕事としてはかなり多様化しておりますし、量としても非常に増加しているというところと感じております。その中で、こういった不当要求があった場合に、やはりこういった仕組みがないことで職員が上司に報告しようにもどういうふうに報告しようとか、その対策案、解決案を持った上で報告しないとまずいのかなとかって1人で考え込んでしまったりとかして、結果的にすごく時間を取られてしまったりとか、長時間労働の一因になったりとか、最悪の場合は精神的な疾患に陥る可能性も考えられるというふうに考えております。こちらのほうは、要綱として、仕組みとしてはつくられているということでありすけれども、ちょっと私も不勉強で申し訳ないのですけれども、こちらのほうの要綱については職員時代ちょっと存じておりませんでした。仕組みがあったとしても、職員が使えないということであればちょっと意味のないものになってしまいますので、ぜひ職員のほうにも、ほかの自治体ですと不当要求等があった際の対策マニュアル等をつくっている自治体もあったりということも聞いております。そういった部分で職員への再周知というところも図っていったほうがよろしいのかなと思うのですけれども、町長のお考えを伺えればと思います。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） この不当要求に関する要綱並びにこの要綱の中に定めているこの委員会の開催について、今おただしをいただきました点については、周知をまず重ねて図るということ、それは新しく入庁する職員が毎年度おられると、定時的に。かつただいまご質問いただいております様々な職員の方々とともに震災以降従事に当たっている。現在は、国と県の職員の方の支援は令和4年で終えたという変化、変貌の中で今日起きました。1点申し上げさせていただきますと、私は双葉町村会と県町村会の責任を賄ってきました。その際に、広野町内においてもそうありますが、

不測の事態に出くわすということがある際に、繰り返し申し上げているのは現場機能がしっかりとなし得るということです。今議員おただしのように、このマニュアル等がしっかりと機能しなければならないと、受け手と送り手、いわゆる受動態、能動態の中においてしっかりと対応できるということがこの職場で、かつ職員を守る取組になるわけでありますので、そういったことをまず確認をしてきました。あとは、社会的にどうその組織体がこの対応に当たるべきなのかということを様々な関係機関との取組の中において展望していくということを念頭としてきたものでございます。ただいまご指摘いただきました件は、毎年度こういった不当要求等、そしてかつこの委員会等々における対応に当たっては課長と会議を持ってして確認をしてまいります。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） 非常に前向きな答弁をいただけたと考えます。ちょっと個人的話ですけども、やっぱり判断に迷うものをずっと個人で抱えていると非常に苦しい時間が増えますし、それで気づくと時間が過ぎて、本来のあるべき業務も遅れが生じてしまったりとかという可能性もなくはないですし、私もちょっとそういったことに陥りかけたときもございましたので、改めてせっかくあるものですから、しっかり周知のほうをしていただいて対策を図っていただければと思っております。

あと、そちらのほうは1点了解したのですけれども、対お客さんと申しますか、対住民やそういった要求を行ってくる方がもし来た場合の対応については、そちらのほうで十分かとも思うのですけれども、ほかにもこういった不当要求の主体になり得るものとして、あってはならないことではございますけれども、我々議員や特別職といった者も、いろいろ他の自治体でも前例はあったようのですけれども、本来職員が行うべきでないような業務を行うように求めてしまうような事例が散見されております。その中で、我々議員や町長等の特別職も高いコンプライアンス意識を持ってこういった職員に対しての要求は避けていかなければならないというふうに考えるところでございます。事例、仮にこういったことがありますということではございますけれども、緊急時以外を除いて勤務時間外のようなときに電話をかけて登庁や作業を求めたりとか、勤務時間内であっても私用のために公用車を運転するように命じたり、私用のために個人の執筆活動のような編集や翻訳作業等を職員に求めたりするような事例があれば、当然こちらも不当要求や、片やパワハラと疑われてもおかしくないような事案になってしまう可能性があると考えております。職員の労働力を最大限に生かしていくために、管理的立場にある我々議員と特別職等も十分に気をつけながらこういった要求を行わないように気をつけていきたいと私は個人的に考えるところでございます。

では、先ほどの要綱等について周知を重ねていただきまして、職員のほうにしっかりと対応を取れるように環境整備をしていただくのと、我々もこういった要求についてはしないように十分に気をつけていきたいと思いますということで、私の一般質問はこれで終了させていただきたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） これで5番、西内玄太君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時51分であります。ただいまから13時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前 11時51分）

○議長（渡邊正俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 渡 邊 忠 義 君

○議長（渡邊正俊君） 一般質問を続けます。

次に、2番、渡邊忠義君、一般質問席に移動してください。

2番、渡邊忠義君。

〔2番 渡邊忠義君登壇〕

○2番（渡邊忠義君） 私このたびの改選でこの議場に立つことができました。これも町民各位の皆様の評価の一つだというふうに私は受け止めているところであります。精いっぱい頑張りますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、質問の1ということなのですが、12市町村農業者支援事業に係る事業の計画ということでございますが、この事業の質問に入る前に、びっくりしたのは、本来であれば、私のときにはこの農業補助というものは3名の方の生産者がいて、そして補助率はせいぜい2分の1ということなのです。それがもう精いっぱいの農業の補助だったのが今回は4分の3、75%の補助ということで、非常に私はびっくりと感動をしたところであります。これにはいわゆる12市町村の首長さんもいる、さらには本日の遠藤町長もこの営農再開に向けてはかなりの強い交渉をしていただいたというその成果だと私は信じているところであります。大変ありがとうございました。

そこで、町長も職員の皆さんには常に町民に接するときには親切に、丁寧にというふうなことでお話はされていると思うのですが、この今回の事業に当たっても職員の皆さんも農業者の方に誠意を持って当たられたというふうに思うわけなのですが、ただ職員の皆さんも説明に限りがあります。それは、制度を改正しなくてはならない要件もありますので。ですから、今回ちょっと私も、本来であれば町長に行けばいいのしょうけれども、本来私がこの質問をしてもいいのかどうなのかという不安もありましたが、ただ私は農業者の思いの中から質問をさせていただくものであります。

それで、この質問の要旨に入りますが、いわゆる農業者が本事業を活用して農業施設を導入するための申請をし、承認されたものの、その後申請者が不慮の事故により亡くなってしまいました。

そして、申請者の子が営農再開を行う場合、新規就農者として農業用機械を導入するため本事業の実施計画書の作成をする場合、現制度上では同一作物の２回目の申請は補助対象外だと言われております。このような状況の中で、意欲ある若い農業の担い手が農業従事者として活動していけるように制度の改正を町長に国、県に働きかけいただけないかと思うところの質問であります。また、この事業実施要領の第７の事業実施主体の（６）には、認定農業者に認定を受ければこの制度が承認されるのかも併せて伺います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

町長、登壇を許します。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ２番、渡邊忠義議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、原子力被災12市町村農業者支援事業に係る事業実施計画書の承認についての本事業を活用し、農業用施設を導入した農業者が死亡し、その子が新規農業就業者として農業用機械の導入のため、本事業の申請をする場合、現制度では同一作物の２回目の申請は補助対象外となっております。意欲ある若者、農業の担い手が農業従事者として活動していけるよう、制度の改正を国、県に働きかけるべきではないかにつきましては、当該事業を活用するため、事業実施計画の承認を得て補助金の交付を受けた農業者が死亡し、その子が補助対象施設を継承し、同一作物による営農をする際、新たな農業用機械を導入するために事業を活用することにつきましては、現行制度上、施設を継承した者は同一者とみなされ、同一作物による２回目の事業実施計画の承認を受けることはできません。しかしながら、国は農業者が認定農業者として認定を受けた場合、機械等の導入に際し、ＪＡなどの金融機関より長期低利融資が受けられるなどの支援、町は農業担い手確保事業の一つとしてスマート農業を導入する経費の一部を補助する支援策を講じている現状にあります。

次に、施設を継承した農業者が事業実施要領の第７の事業実施主体の（６）、認定農業者に認定を受ければ承認されるのかにつきましては、当事業の実施主体は営農再開等を行う（１）、農産物の販売を目的とする農業者、（２）、集落営農組織団体、（３）、農事組合法人、（４）、農事組合法人以外の農地所有適格法人、（５）、特定農業法人及び特定農業団体、（６）、認定農業者、（７）、認定新規就農者、（８）、その他福島県知事が特に必要と認める者となっております。当該事業により導入された施設を継承し、営農する事業実施主体は同一申請者とみなされることから、新たに認定農業者として認められた場合でも同一作物による２回目の事業実施計画の承認を受けることはできません。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） ２番、渡邊忠義君。

○２番（渡邊忠義君） ただいまの国の制度的なものについては、駄目だというふうなお返事かと思うのですが、ただ私がここで言いたいところは、今農業者、若者、これの担い手が広野町もかなり

いる、いっぱいいるのだというような状況であれば私もあえてここで質問をすることは無いのですが、ただ今正直なところダイヤモンドみたいなものでしょう、農業をやりたいという後継者が。そのような状況の中にこういった次の、彼は正直なところ今までは農業は全然していなかった。でも、親の遺志を継いで頑張ろうとなった方、農業者なのです。そういった方にそういう目を向けてあげるといことも大事だろうし、たまたま私も1つの町を歩いたときにこういう方もいました。いわゆる午前中はいわきで仕事をして、そして午後は何だっけ聞いたら、午後は親がもう具合も悪くなってきてしまって年も取ってきたものだから、私が農業を担って今手伝っているのだよと。俺は拍手しました。そういう方もいるのです。だから、今ある制度は制度ですけども、そこにもっと、農業をやっている、すばらしい職業だなということを言える農業にしてあげるのには、町が率先してやっぱり今後農地を守りながら営農していただくということの思いがあるならばもう少し、もっと一歩踏み込んだ今回の答えが私は欲しかったのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） 新規営農者の要望を念頭にお答えしたいと思います。

令和5年度を迎えまして、議会との合同要望の要望書において新規営農者の確保という項目で要望活動を捉えています。これは、継続して捉えています。農業の再生のためには担い手が重要であるということにおいて、営農再開に向けた農業参入へのこの事業の支援というものを講じていただきたいという要望を繰り返し唱えてきております。冒頭にご質問いただきましたこの12市町村の支援事業におきまして、平成28年度から入ったわけでありましたが、ただいまこの質問においてとても意義ある質問をいただきました。当時この営農再開が非常に見通しが見えなく、非常に苦しい時代に、この会津と中と浜、そして浜の被災地において、国の農林水産省、県当局において協議会をいろいろして取組をしてきました。その中でイの一番、スタートラインでこの米作りを再開していくことにおいて参画をし、そして要望活動を始めてきてからのことでありました。つきましては、今議員におたしただいておりますように、この農業に対する熱い思いを持っている新規に参入する方々をこの制度設計、12年の制度設計の今答弁を申し上げさせていただきましたが、この将来期にわたる展望においては、今鋭意この要望活動をしている現況にあるということを申し上げたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 今新規就農者、新しい農業者をつくっていこうということについては、今町でも農業経営基盤強化促進法でつくられた状況もあるのですが、その新規就農者ということも出ていないわけではないのですけれども、それではなくて別に新たにそういう農業者を募って町としては取り組んでいくのだという話の内容なのでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 新規就農者については、今国の制度支援を求めているわきから来ている方も参

画をいただいております。そういった営農に参画をしたいという方に向けて支援というものを講じていただきたいという要望に鋭意取り組んできてからのことでもあります。つきましては、12市町村のこの支援事業はこの支援事業として28年度から講じられてきておりますけれども、その講じられてきてから町内においても要望いただいている方のこの対応というものは、今日までなし得てきております。そして、それは各市町村同等に、それは米作りから様々な品目において捉えられてきています。そういった制度設計を踏まえて、この新たに新規参入していきたいという方々に向けてのそういった営農を展望でき得る制度設計を講じていただきたいということを要請しているというところでございます。ついては、今議員のおただしのそういった具体的な制度設計というものもその協議の中には、意見の中には含まれてくるものと受け止めています。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 今の内容等を踏まえていくと、この事業は令和7年度末をもって終了するという事業でございますよね。ということは、あと2年しかない。そしてまた、先ほど前段に、私の話したとおり4分の3の補助というのは今後恐らくあり得ない話でしょう。当然予算も限りがあるわけですから。ですから、こういう一生懸命やりたい農業者がいるところを踏まえて、再度また町長のほうから、こういう農業者がいるのだと、何とかならないかということ再度また国、県にお話しをいただくということができないかどうかということ私をさらに質問をしたいのですが。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ご質問にお答えしたいと思います。

この制度設計の索引の2目め等々の制限、制約については、繰り返し使い勝手のいいという表現を捉えて、希望に応じた対応をでき得る、そういったかなえる施策にしていきたいということ唱えてきました。つきましては、ただいまご質問いただいた件については、引き続き令和6と令和7に向かっていく第2期復興・創生期間のあと残る2年と数か月になりますが、そこに向けて繰り返しそれは展望、要望をしてまいります。ただし、この遡及等々の難しい問題がありますので、ついてはそういったことを念頭としながら、先ほど申し上げましたように、変わるべきもので支援いただけるものはしっかりと新規参入に講じていただきたいということを念頭とするものであります。ついては、今この4分の3、様々な制度設計がいろんな種目において2分の1、3分の2、4分の3、5分の4と、いろいろな分母、分子の補助率がありますけれども、そういった中においてこの参入がしやすくなる、そして新しい展望ができる、そのことに向けてそれは継続して要請、要望に取り組んでいきます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 今の町長の強い今後の対応をしていくということで、この事業については確認しました。よろしくお願いします。

次の、長い文になってしまうのですが、はしょって説明させていただきますが、広野町振興公社に

新たな組織として農業を振興する課は設置できないかということのお尋ねなのでありますが、今年の夏もお分かりのとおり大変観測史上最も暑い夏というようなことで、酷暑と同時に降水量も少なかったという年でありました。稲作の開花以降、高温が続き高温障害になりました。しかしながら、秋には収穫をできるという作物で、それはすばらしい、稲作ということには感銘するところであります。そのような状況の中に、世界を転じてみれば、かなりこれまでのコロナ、中国武漢市からのコロナが発生し、さらには22年の2月からロシアとウクライナの戦争も始まったということで、小麦の市場に影響を与える、小麦の価格が上昇しているというような現状を捉えたときに、今日本においてもこの自給率が低く、さらには輸入に頼っているということを考えた場合、やはり町としてもやっぱりその自給率を向上してあげることが私は必要ではないのかなと思ったところなのです。それには、やっぱり食料を確保していくのには、今さっき言ったように担い手がいないうちでこれをやっていこうとすればなかなか無理があると思いますので、せめて公社にそういう農業振興課、そういう職員を採用してこれからの、水稻はどうあれ畑作のほうの、畑作もかなり畑がこれまでの先輩たちが耕してはいるのだけれども、今の後継者は耕すだけでそこに植えるということをしていない状況があるのです。そういったことも踏まえて、町のほうでそういう課を設置すれば、よりよい広野町の自給率が高まっていくのではないかなというようなことの質問なのですが、これはこれまでも議員さんが質問したか何かちょっと私は分かりませんが、町民の方たちが切にこの要望をしているということも併せて質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

町長、登壇を許します。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、広野町振興公社に新たな組織として農業を振興する課は設置できないかにつきましては、町の農業施設について町直営で運営に当たる二ツ沼直売所、営利目的以外で個人に貸与している農産加工施設の運営、農業振興の一部を担うなど、株式会社広野町振興公社と振興公社の組織体制の見直しを図ることについて協議をしている現況にあります。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 検討しているということですが、さらに検討する意味で、稲作は取れましたが、片や大豆は皆無なのです。ゼロ。ここの広野の生産者も20町歩ほど作付したのだが、ゼロ。個人的に言えば、私も3反歩作ったのですが、それもゼロということなのです。それで、大豆の利用はこれまで加工所で、みんなに貸出ししていますから、それで私も去年2回ほど借りたのですが、それで来年は豆がないので、できないということなのですけれども、結局それらについて、先ほど出ましたので、加工所の利用も聞くと、町を歩いたらこういうことなのです。俺もみそは造っているのだ。でも、広野ではないぞと。どこでやるのと。中通りに米と豆を持って行って、そし

て加工してもらおうところがあるのだと、俺はそこに持って行ってやってくるのだと。えっと思った。せっかく町にそういう施設があるにもかかわらずできないということは、私も一時かじっていた部分があるので、責任を感じている部分があるのですけれども。だから、やはり将来的にはこの大豆でも、今加工所あるから、みそを職員が造って、そしてそのみそを確保しながら、町民の皆さん、広野町には町民の皆さんの全てにみそを与えられるだけのものを確保してある、保存してありますよ、さあ、町民の皆さん、安心してくださいというふうに俺は言えるような気もするのです。だから、やっぱりこの振興課をきちっとつくって、これから確かに、何をやっても、これは10年くらいかかりますか、これきちっと制度を持って行ってやるとすれば。だけれども、町長、今やらなければ、あとはもう稲作の後継者の皆さんだって、こちらこそ若い人は出ていくか分からないけれども、これみんな、では全部がこれからまた10年、20年続くかといったら続きません。そこを考えて、今ここでやるべき事業のような気がすると私は思います。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 将来の農業の展望を捉えてのこの大豆の活用、農産加工場の展望についてお答えしたいと思います。

今議員のおただしのように、将来期にわたって危機感を持って農業の存続について念頭にしております。圃場整備事業は、先駆けて捉えて今その補完工事も完了していく、そして新たな土地改良区との展望に当たっていくことにおいて、これからの広野町におけるこの生産、加工についての展望、この加工所をしっかりと機能させていきたいと、そのことを念頭としてまいりました。平成30年に旧企業組合広野が解散されてから、そして今個々人の中での活用の体制になっております。つきましては、まず町の産業振興課でしっかりと国、県からの施策の農政の施策をしっかりと捉えていく、そして今おただしのように、振興公社において農業の一端を担う役割を捉えて展望していきたいと、そこに農産加工所があることについては、農産加工所のこの運営の在り方というものを抜本的に見て、ただいまある中通りのほうにお願いをして加工してもらっているという事例をいただきましたが、今町内にある加工場を活用して展開、展望できる、そういった組織体制に展望していきたいと捉えているものでございます。つきましては、振興公社の運営に当たってはまた令和6年度、新年度に向けて、これは御議会の理解とご議決をいただいてからの展望となるわけでありますので、内容については今鋭意取りまとめをしている現況であります。ついては、おただしのようにこの農業が永続できる体制の中で、ある施設をしっかりと活用できる体制を構築しながら、この営農を振興していくという役割の一端を担っていく、そういった体制を念頭としながら捉えているものであります。ついては、販路の拡大であるとか販路の新規参入であるとか、そういった項目において6次化に向けて捉えて考えていきたいと今検討しているところであります。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 内容は分かりました。でも、町長、具体的にあの直売所の今の経営の仕方は、

作物を置いて直売所を開くならいいけれども、職員、つまり予算の関係もあるのでしょうかけれども、あれでは農業者に理解はできません。やっぱりそのように整然として開いておかなかったらば、どんどん、どんどん今農業者は減っているのです。そういう中でああいう、結局午前中だけで午後はもう終わるよ、次のやつはもうしなびているから持っていってくださいなんて言われたら、これは農業者にとっては苦しいことです。だって、朝せっかく一生懸命取ってきたものをお昼になったらもう閉鎖となってしまうのだから。その前に買ってもらおうということなのだけれども、なら午前中でいいのでないかならうけれども、そうでなくてやっぱりいつでも出せるような環境づくりということも、これも一つ踏まえて町長のほうからご指導のほどお願いしたいと思います。

では、3問について、これは町長に伺いますが、これはなぜ質問するかというと、結局私は今議員になりましたけれども、議員の前は一般町民ですから。だから、一人一人議会の人たちの話を聞いたり、あとは執行部の話を聞いたりしても、何が何だか分からなくなってしまうのです。だから、私としてはこの議場にせっかく来たわけですから、その話をきちっと整理した中で今後議員としての対応をしていきたいなと思っておりますから、あえてここで質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

それで、ちょっとこの事業の中で、つまりこれ広報から私は見させてもらったのですけれども、広報というと我々議会部局のほうで作成しますから。でも、町長部局のほうからこういう広報のあれが上がってきて、それを担当がそのまま書いて出すのか、この辺ちょっとまだ新しいので、分からないですが、ただここで言っているのは、いわゆる公共工事建設発生土の民間受入れに関する、ここでは町の広報では試行になっているのですけれども、県の様子を見ると……

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君、ちょっと待つて。まず、質問事項の趣旨の説明から入っていただけますか。

○2番（渡邊忠義君） 分かりました。これが大事だったのですけれども。分かりました。

それでは、まず（1）から質問に行きます。本事業の実施に当たり、事前協議はあったのかどうか、伺います。

○議長（渡邊正俊君） 渡邊忠義議員、質問事項何番目の（1）か……

○2番（渡邊忠義君） 分かりました。失礼しました。不慣れで大変ごめんなさい。

3問なのですが、6月の定例会の際に議員が一般質問した採石場埋立計画の答弁内容についてお伺いするものであります。

それで、（1）として、本事業の実施に当たって事前協議がされたのかどうか伺います。町長にお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の3番目、6月定例会の際に議員が一般質問した採石場埋め戻し計画

の答弁内容について、1点目、本事業の実施に当たり、事前協議されたのかにつきましては、令和元年10月、東日本台風の影響により、2級河川夏井川水系の流域に当たるいわき市平平窪地区や好間地区において、堤防決壊などによる越水、浸水、土砂の流入によって広範囲に甚大な被害が発生し、県において緊急的な災害復旧工事が実施されるに当たり、令和2年12月、県いわき建設事務所より河川の災害発生土約300万立米の受入れ地を公表する案内がありました。令和3年1月、事業者である草野建設株式会社及び株式会社五大より、折木下原地区採石場跡地へ夏井川の災害発生土受入れ計画について、約100万立米の災害発生土を受け入れる申請手続を進めているとの説明がありました。本事業において、許可権者は県であり、町は県及び事業者と事前協議を行う立場にはありません。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） （1）については、今の内容で理解しました。これは、当然やむを得ない話です。

次、2番として、第1回目の説明会がされたと聞いているのですが、そのときに町の対応はどうだったのかお伺いをしたいのですが。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君、2番、3番の要旨は2番、3番続けてひとつ。これの中心。（2）、（3）、（4）まで。

○2番（渡邊忠義君） では、3番。1番、2番は分かりましたよね、今。3番、県としては地域の合意形成が十分でなく、登録要件には該当しないとの回答が示されたと答弁には書いてありますが、今後埋め戻しをできないまま放置しておけば、万が一事故が発生すること考えられます。その場合の責任の所在については、町としてはどう考えておりますか。

4番、引き続き県による事業者への指導体制の強化を求めると回答しておりますが、これからも公共工事建設土民間受入れを再開するのか伺います。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

町長、登壇を許します。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2点目、第1回の地区への説明会で町の対応はどうされたのかにつきましては、令和3年5月、事業者である草野建設株式会社及び株式会社五大の主催により第4行政区住民説明会を開催されました。町は、令和3年3月に提出された第4行政区からの意見書を基に、令和3年3月、県土木部長に住民の意見を反映させる緊急要望を行い、事業所に対し、丁寧な説明から地域との合意形成を図るように指導いたしました。

ご質問の3点目、埋め戻しができないまま放置し、万が一事故が発生した場合の責任所在につい

て町の考えはにつきましては、基本的に敷地所有者が確実な安全対策を施し、適切な管理の下、万が一の事故を防ぐ対策を講じるべきと考えます。町は、森林法に基づく環境保全に関する協定並びに残地、または造成する森林、緑地の維持管理に関する協定により、事業者の責任において積極的に森林、緑地を維持管理し、土砂の流出防止、畑地等に対する災害を起こさない指導を徹底していきます。県に対しては採石法、または砂利採取法の許可権者として、敷地への立入調査事業完了に向けて継続した監視及び指導を要請していきます。

ご質問の４点目、県による事業者への指導体制の強化を求めると回答し、これからも公共工事建設発生土の民間受入れを再開するのかにつきましては、県が実施する公共工事建設発生土の民間受入れに関する試行要領では、地元の理解が得られていることが条件となっており、第４行政区の合意形成が図られない限り、県が実施する公共工事建設発生土の民間受入れ地に折木下原地区採石場跡地が登録されることはありません。しかしながら、採石法、または砂利採取法に係る採取計画が認可されていることから、今後民間工事やその他の建設発生土などを利用し、道路交通法の遵守、粉じん、騒音などの防止など周辺環境に配慮しながら、折木下原地区採石場跡地の復旧事業は適切に実行されなければならないと捉えています。町は、常に地域住民に寄り添い、公正な行政運営に基づき適正に対応するべく、事業者には地域住民へ誠意を持って適宜適切に対応することを求め、引き続き県による事業者への指導体制の強化を求めています。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） ２番、渡邊忠義君。

○２番（渡邊忠義君） ただいま（２）番で答弁いただいたのですが、この説明会に町が対応したかどうか、出席して一緒に、このいわゆる地域の人たちとこの場にいたのかどうかというお話だったのですが。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 住民説明会の開催の場に町職員は同席をしておりました。第１回目はしておりません。２回以降についてであります。

○議長（渡邊正俊君） ２番、渡邊忠義君。

○２番（渡邊忠義君） 町長、結局町長も苦しいところもあるのでしょうかけれども、あそこの過去を見ればかなり地域住民にいろいろと、今ほどのきちとしたこれは駄目、あれは駄目なんていうのはないから、いわゆる企業優先という形で事業をやったのでしょうかけれども、それで地域住民としてはもう大変嫌がっていたという経緯もあったのです。それで、私も確認するのだけれども、朝の４時頃からガーガー、ガーガー始まるもので、それがずっと延々と続いて、そして洗濯物を干そうと思ったらもうほこりで干せないという中で、そういうところに行ったのはその事業者と県が行ったのですか。そのとき町が出席しなかったということについては、この議員が質問を求めたから私も分かったのです。正直何である事業者が入札でここに許可が下りるのだと。そうしたら、事業は

全く違った話だった。そこでこの事業だなと私も受け止めた次第だったのです。だから、当然やるのはあそこの採掘した業者がやるということなのです。それは、分かるのですけれども、どうも結局何事をやるについてもやっぱり町の姿勢というのは、町民が道路を結局何回も歩くということに対して反対したというような話は聞くので。だから、やっぱり町が行って、俺は逆に思いました、町長。あそこに町が入って、町長がまず綱を投げるということにはなるのだけれども、本来であればいわき市にこれまで震災のときに世話になったことの恩返しをするという建前上があって、そこで説明をする。だから、結局議員もそれ言われた方もいたという話を聞いているのですが、結局そこに行くのには、やっぱり町も誠意を持って町民の人たちにこういう恩返しをしたいのだと、でも道路はちょっと歩かせてもらうものだからというようなことで話されれば、最初からこんなボタンのかけ違いが私はなかったような気もするのです。そこが私は残念だなというふうに思ったのですが、その辺は町長からあるのなら言ってください。

○議長（渡邊正俊君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

いわき市にお世話になったからこの事業を進めていくということは、第一義では全くございません。そういう声があるということは確かでありました。まず、採石法と土砂採取法によって許可がされたことにおいては、これは30年放置されていた現況、当時事業者と住民の方の信頼関係が損なわれていたことにおいて、イの一番にこの行政区長さんから要請書をいただきました。そこからスタートなのです。その直後、速やかに県当局のトップに要請をいたしました。議会からも要請をいただきました。ついては、その要請に従って町は正面に受け止めて対応してきたものであります。これが第一義であります。ついては、この住民のコンセンサスを得るということにおいて、事業者と住民の間の信頼関係を損なっていることから、それはなし得ていない現況があつてからのことなのです。そのことにおいては、現場を持つ町としてそれは正面に受け止めて対応に当たってきました。1つ上げれば、五十数軒の中で約半数に及ぶ方が説明会に参画をされていなかった現況がありまして、そこには私が職員と共に出かけって対応に当たってきました。そして、この住民の方の一定の理解を得たということを受け止めて、そして県当局と協議を繰り返し執り行いました。結論としましては、県の認定する、いわゆる土砂採取の登録をするというこの定義には届かなかったというのが現況なのです。行政区長さんをはじめ、反対の声があることにおいて、その総意は得たものというのはその間アンケート調査もしているのです。過半数の方は理解を示されたのです。しかしながら、一定の反対のお声があることについては、公共事業として、ついては県の最終的な判断は、協議を2度、3度職員と共に福島に出かけてやってきました。その結果、それはこの認可にいく、とどまるところには届かないということで、その対応については、公共事業における対応については成立はしなかったということなのです。これがまず前提にありまして、今おただしのよう、ついては法が執行されたことについては適切に対応しなければなりませんので、ついては住

民の方に安全協議会なるものを立ち上げて町がしっかりと現場で対応するということを説明してからの理解と協力に基づくものとして、今後広野町役場の建設課を中心にそういった体制を整えながら対応に当たるということを念頭としながら、今後県の指導の下に事業者が責任を持って対応に当たるという体制を捉えていくというものでございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 今の内容を聞くと、ちまたで言っている話と大分開きがあるなということで、今の町長の話で理解をしたところなのですが、ただ私もちょっと職員をやっていた時代がありますので、ちらっと、これはどうなのかちょっと分かりませんが、この公共工事建設発生土の民間受入に関する試行要領、施行要領でなくて試行要領なのです。それで、ここの民間受入れ地の、登録要件でなくて条件なのです、内容は。そこに、今までは6項目しかなかったのだけれども、4月1日のこの要綱改正で民間受入れ地として地元の理解を得られることとなっているのです。まさにそのとおりです。ただ、4月1日に施行が改正された。そして、議員が質問したのは6月の定例会だったのです。それで、町長がこういう原因があるから取りやめましたということを言っていると、何となく私的には幕引き的な見解でこの事業は終わらせたいということで終わったのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 町は、県との協議において、公共事業の本件に対して基礎自治体である市町村が入るという事例は通常はないのです。ただし、今般は特例として町として責務を持って捉えていくという取組に当たってきたものなのです。それが住民の、行政区長の要請に基づいたものであるということを確認したいと思います。その上で、そのことで県当局との協議をして、令和5年の5月の23日に登録についての県からの回答をいただいています。それは、先ほど私が申し上げたものでございます。令和5年の4月を迎えてから、5月の23日にこの書面でもって回答をいただきました。ついては、先ほど申しましたように、協議の中において公共事業のいわゆる土砂採取については地元住民の理解、同意を得るというこの定義に届かなかったということをもってしての見解が4月を迎えての5月という確認をいたしたところであります。その後対応に当たったということでございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） その内容は分かったのですが、ただこの新旧対照表を見たときに、4月1日の改正となってこの項目だけ追加になっているのです。そこで、6月定例会でこういう話が出てきたということになれば、私の老婆心かも分からないけれども、そういうふうに今年、これは使われたのかなというふうに感じたところでありますので、そういうことは絶対ないということですね。了解しました。

以上で終わります。

○議長（渡邊正俊君） これで2番、渡邊忠義君の一般質問を終わります。

今期定例会における一般質問者として議長宛て通告がありましたのは以上の4名であります。

これで一般質問を終わります。

○散会の宣告

○議長（渡邊正俊君） 以上で今期定例会第1日目の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は、午前9時から会期2日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午後 1時50分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長	渡	邊	正	俊
---------	---	---	---	---

署 名 議 員	高	木	光	雄
---------	---	---	---	---

署 名 議 員	西	内	玄	太
---------	---	---	---	---

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年第4回広野町議会定例会会議録（第2日）

令和5年12月13日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第60号 広野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第61号 広野町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第62号 広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第63号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第65号 広野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第66号 広野町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第67号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第68号 広野町道路線の認定について
- 日程第11 議案第69号 工事請負契約の変更契約について
- 日程第12 議案第70号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第71号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第72号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第73号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第74号 令和5年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第75号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
- 日程第18 選挙第 5号 広野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（8名）

1番	西	本	久	雄	君	2番	渡	邊	忠	義	君	
3番	高	木	光	雄	君	4番	渡	邊	正	俊	君	
5番	西	内	玄	太	君	6番	北	郷	伯	弘	君	
7番	遠	藤		浩	君	8番	門	馬	ま	り	え	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	遠 藤	智 君
副 町 長	松 本 正	人 君
教 育 長	根 本 良	政 君
参事兼総務課長	飯 島 洋	一 君
参 事 兼 復興企画課長	小 松 和	真 君
参 事 兼 産業振興課長	猪 狩 裕	一 君
建 設 課 長	松 本 周	次 君
参 事 兼 環境防災課長	遠 藤 義	宏 君
健康福祉課長	佐 藤 尚	文 君
参 事 兼 こども家庭課長	坂 本	淳 君
参 事 兼 町民税務課長	岡	修 一 君
会計管理者兼 出 納 室 長	北 郷	智 恵 子 君
教 育 次 長 兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公 民 館 長	加 賀 博	行 君
代表監査委員	鯨 岡 公	一 君

○本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議会事務局長	林	聡 宏 君
議会事務局書記	黒 田 峻	介 君

○開議の宣告

○議長（渡邊正俊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回広野町議会定例会第2日目を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邊正俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

6番 北 郷 伯 弘 君

7番 遠 藤 浩 君

を指名いたします。

○議案第60号 広野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

○議長（渡邊正俊君） 日程第2、議案第60号 広野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第60号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方税法及び地方再生法の趣旨に基づき固定資産税の不均一課税を実施し、本町の地方活力向上地域における企業の地方拠点強化を推進し、経済の活性化と雇用機会の創出のため、本条例を制定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。
（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） ただいまのご説明なのですが、これは地方活力向上計画云々認定という項目なのかもしれませんが、これいわゆる東京一極集中を分散して地方に本社機能移転をした場合の優遇措置というふうに私は確認したのですが、それでよろしいですね。それで、本日この条例の制定でありますので、広野町においてこれまでの既存の会社、また新たな会社、これが本社移転をするという意味での制定をするのか伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 2番、渡邊忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらのほうの施行日は公布の日から施行ということですので、議会のご議決いただいた以降の企業が対象になるということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 了解しました。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） この条例は今回からなのですね。今まではこういった条例はなかったということで、これは新規のものなのですか。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 3番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今回の条例は、新規で制定するものでございます。ただ、今まで東日本大震災以降、固定資産税に関する減免に関する条例は5つほど存在しております。それぞれ目的が違うものですから、今回の条例に関しては、例えば東京23区から本社機能を移転した場合と、あとそれ以外の区域から本社機能を広野町に移転した場合の固定資産税の減免措置の優遇という条例となってございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号 広野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議案第61号 広野町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（渡邊正俊君） 日程第3、議案第61号 広野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第61号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法に基づき令和6年4月より下水道事業の経営基盤強化及び財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、本条例を制定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） これで討論を終わります。

議案第61号 広野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議案第62号 広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

○議長（渡邊正俊君） 日程第4、議案第62号 広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長(渡邊正俊君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(遠藤 智君) 議案第62号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和5年福島県人事委員会の勧告に伴う福島県議会議員に係る期末手当の支給割合の改正に合わせ、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(渡邊正俊君) 総務課長。

(参事兼総務課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡邊正俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡邊正俊君) 討論なしと認めます。

議案第62号 広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(渡邊正俊君) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議案第63号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊正俊君) 日程第5、議案第63号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長(渡邊正俊君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第63号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和5年福島県人事委員会の勧告に伴う福島県特別職に係る期末手当の支給割合の改正に合わせ、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第63号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊正俊君） 日程第6、議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたします。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第64号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和5年福島県人事委員会勧告に基づく職員の給与月額、期末手当及び勤勉手当の改定に関し、本条例を改正いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

(参事兼総務課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、高木光雄君。

○3番(高木光雄君) ちょっと勉強のために確認です。この資料の職務の級、号給って1から125号まであります。これって現実に、例えば今これ125、あるいは117って書いてありますけれども、これだけ職員にばらつきというのですか、その年度ごとなのでしょうかけれども、こういうのは現実にあるのでしょうかというのと、もう一点、20ページの定年前再任用短時間勤務職員に関しては全部一律等級数とかはなくて、こういった場合は、例えば1年目、2年目、3年目もこれは全然この等級制ではないですけれども、そういう制度はないということで、入ったら何年たっても同じということなのですか。あるいは、1年ごとにという意味に理解していいのですか。

○議長(渡邊正俊君) 総務課長、答弁。

○参事兼総務課長(飯島洋一君) 3番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

総務課の資料にあります給料表になりますが、各級ごとに一番多いので例えば124とか125とかあるということですが、端的に申しますと、4ページにあります、職員の給料につきましては1級から6級に位置することになります。例えば大卒で入った場合には2級からという形になって、それぞれ職位、職階によって昇給する形になります。ですから、2級の主事が例えば主査とか、そういった形で昇格をすると3級に渡るとか、例えば課長補佐になった場合には4級にいくとか、課長になれば5級ということで、各給与においては在級する位置が決められておりまして、昇格するたびに昇給していくという形になります。ですから、議員おただしのように百何号までいくのかということについては、あまり現実的にはないというようなことであります。こちらについては、地域給与という制度が導入されたときに切り替えをする、例えば昔給料表が8級だったものが6級になったという経過があるのですけれども、そのときに切替えをする、いただいている給料を新しい給与体系に位置づけるときにこういうふうに号給を増やさないと切り替えられなかったという、そういった名残がございます。そういったことで、それを十数年このような形でいっているというような形になります。ですから、職位によって給与が上がっていくというようなことになります。

あと20ページにあります定年前再任用短時間勤務職員につきましては、基本的に基準給料月額という形でそのままというような形の認識になります。ですから、毎年昇給するということはないということでお読み取りいただければと思います。

以上であります。

○議長(渡邊正俊君) そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡邊正俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議案第65号 広野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊正俊君） 日程第7、議案第65号 広野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第65号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、電子署名名簿に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律の一部改正及び印鑑登録証明事務処理要領との整合性を図るため、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細なる内容につきましては、町民税務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第65号 広野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議案第66号 広野町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊正俊君） 日程第8、議案第66号 広野町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第66号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） 資料のほうの別表第3項関係と第6項関係というところで、オンライン申請という部分と電子証明書ということで、こちらが新たに新設されるということですが、オンライン申請というのは、その申請者が完全に自分一人で自宅で行えるようなものなのかということが1点と、あとこちらの戸籍電子証明書ですが、こちらのほうは交付実態もデータのほうでもらって自分で出力できるようなものなのかどうかということでもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 5番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えいたします。

手続の手順としては、一部国のほうからまだ通知が参っていません。現在検討中という部分もあるのですが、大きな流れといたしましては、ご自分のスマートフォンでありますとかパソコンで事前申請というか、予約をする形を取ります。恐らくQRコードがそこで発行されて、それを持って最寄りの市区町村に行ってQRコードをかざすと、そこから戸籍謄本とか除籍謄本が発行され

るというような仕組みになってございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第66号 広野町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議案第67号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊正俊君） 日程第9、議案第67号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第67号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険税の納税義務者、またはその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合、または出産した場合に所得割額及び均等割額を減額するため、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） ただいまの説明の中で、結局この所得割と均等割が4か月ということです。

4 か月だけ。この4 か月という意味合いは、今この少子化の時代で子供たちが減少している中でこの4 か月を決めたという理由は何かあるのか、伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 2 番、渡邊忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらのほうは、先ほども申し上げましたが、ちょっと法律が長いのですが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が根拠になっておりまして、それに伴って国民健康保険税が改正されました。その中の期間が4 か月と規定されているわけですが、なぜ4 か月かというのはちょっと不明でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2 番、渡邊忠義君。

○2 番（渡邊忠義君） ただいまの説明で4 か月しかない、あくまでも国が決める制度ですから。

それで、この制度においては国民健康保険税のほかに、他の保険税のほうもこの所得割と均等割の部分が減額を同じような金額でされているのか、併せて伺います。

○議長（渡邊正俊君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 2 番、渡邊忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

他の保険といいますと、例えば中小企業者の協会けんぽでありますとか、そういった形だと思いますが、形は全く違うにしても、何らかの優遇措置は実は既にほかの健康保険のほうで先行しております。国民健康保険は、ようやくこういった妊婦さんに関する減額措置が講じられたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2 番、渡邊忠義君。

○2 番（渡邊忠義君） ということは、他の保険のところでは、ここで明確に出ている所得割とか均等割の部分ということではなくて、他のことで優遇されているという解釈でよろしいのですか。了解しました。

○議長（渡邊正俊君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第67号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議案第68号 広野町道路線の認定について

○議長（渡邊正俊君） 日程第10、議案第68号 広野町道路線の認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第68号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、駅東ニュータウンの道路を新たに町道として認定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第68号 広野町道路線の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議案第69号 工事請負契約の変更契約について

○議長（渡邊正俊君） 日程第11、議案第69号 工事請負契約の変更契約についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第69号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和5年第1回臨時会において議決を賜りました北釜・大谷地原線道路改良舗装工事に係る変更契約の締結について、議会の議決をいただくための提案であります。

変更の主なるものは、工事請負金額の変更によるものであります。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） この工事請負契約は今年度5月に議決されまして、始まって7か月ですか、基本的には過ぎていているところなのですけれども、変更理由としては現地精査の結果、大型ブロックの数量に変更が生じたということなのですが、そもそもその設計の段階で要は設置する面積等もうあらかじめ出ているかと思うので、何かしらその後の変更に至る理由等があったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） ただいまの7番、遠藤浩議員のご質問にお答えいたします。

こちらの設計数量との差異につきましてですが、町のほうで当初設計する際、測量等をしながら設計し、数量のほうを決めておりますが、実際に現地に入ったときに事業者のほうで測量等を実施した際、その数値に差がありました。そちらにつきましては、道路を測量する場合、断面図等を20メートル等の間隔でやっておりますので、実際に測量する場合の断面図、そこのところの高さについては詳細にというところまではいっていませんので、今回現地を測量したときに数値に差が生じてしまったということになっております。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） そうしますと、最初に設計図書で出すものと、その後に現地調査として測定されるものには、今回に限らず今後も差が出る可能性があるということになります。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） ただいまの7番、遠藤浩議員の質問にお答えいたします。

工事をする際には、必ず起工測量ということで現地のほうの測量を事業者のほうでするようになっております。今回の施工する箇所につきましては、縦断勾配もかなりきついところで、なおかつ今回大型ブロック積み工を設置する際、階段状に施工するような形になってしまっておりまして、そちらについて町のほうで当初設計する際に測量しているところと一致していなかったというところになるかと思っておりますので、これからもそういった部分がある部分についてはそういうふうな可能性はあろうかと思っております。

説明は以上となります。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） ありがとうございます。なかなか全てぴったりというわけにはいかないというのは十分理解できるのですが、ただ5月に議決されて半年ちょっとですか、期間としてということ、何が言いたいかというと、極力予算という中で組む場合に、いろいろオーバーする可能性もあるかと思っております。当然設計の中でも金額ははじき出されてくるのですが、合議というのはちょっと私も表現はどうかと思っておりますけれども、詳細に積み上げた中できちんと予算内に収まるような、そういった設計というものをちょっと今後意識していただければなと思っております。後出しじゃんけんで上がりますって、やっぱりこれはちょっと我々もすぐ、はい、分かりましたって納得はなかなかできませんので、その辺だけ今後気をつけていただければと思います。

終わります。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） この道路を見たときに、大分県道敷はもう既にできてはおって、町民の方もあそこがこれから拡幅されて道路が整備されるということは大変喜んでいるかと思うのですが、私らはここにずっと住んでいて非常にあそこは危険な地区だなと思っていて、なぜ早くやらなかったのかなという思いがあるのです。それで、これらの工事に当たっては、この順番というものがあってやっているのか、それとも各地域の人たちの要望が順番でやっているのかというところが、結局あそこの道路が始まった、あれは誰々が言ったから始まったのでしょうか、あとは順番の遅いところは、あそこは何かみんなして反対しているからなのではないかとかいう、そういうご意向があるので、ある一定は、やっぱりこれから緊縮財政になっていくわけですが、順番的なものも町民の方たちも知っているというふうなことについてはいかがなものなのでしょうか、伺います。

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） ただいまの2番の渡邊忠義議員の質問にお答えいたします。

町の道路の計画につきましてですが、こちらにつきましては道路についても集落等その利用される方とか、そういったところ、利用の形態と、あと災害とか、そういったことも踏まえて総合的に判断して優先順位をつけて実施しているところであります。

説明は以上です。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 今の課長の話ですと、これらの建設に当たっては町では優先順位を決めながら進めておりますという解釈でよろしいのですか。そうすれば、いわゆる地区の人たちがお願いしたいと言って、それはなるかどうかは検討しなくてはならないのですが、大体の構想で優先順位だからこのほうがいいかなというふうなお話をされているような状況もあるのですか。伺います。

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） ただいまの2番、渡邊忠義議員の質問にお答えいたします。

計画道路の優先順位につきましては、先ほど申し上げましたとおり、その利用の状況、それとあと災害等、そういったものを総合的に判断して優先順位のほうをつけております。地域の方からの要望が上がったからということではなくて、そういったことも一つの検討する材料にはなるかと思えます。それについて、町のほうで計画しているものというのは何か所かございますが、今現在も進めている事業等がございますが、そちらについてこれからの財政事情等、そういったものも考えながら優先順位に沿って計画を順次進めているという、そういう状況となっております。

説明は以上です。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 大体分かりましたが、我々の立場でいくと結局あそこの道路がどうのこうのということで、早くやってくれないかというのがあった場合に、各議員もやっぱり地区の代表ということでそれは了解しながら町のほうに言いますが、結局町の方針としてもこれまでの計画等々もあろうと思いますので、それらを踏まえて要望等はしたいというふうなことは考えています。ですから、少なくとも、これはあくまで町の計画の中で踏まえてやっていますというようなことは毅然としてやっていただかないと、これがあの人が言ったから優先順位が変わったとか、そういうことはまかりならぬというふうに思っておりますので、これからもそういう計画をされているところは順次行っているというふうに確認しましたので、今後も継続してそういったことは続けてほしいと思うところであります。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） ちょっと長くなってすみません。ちょっと現地のほうも見たのですけれども、大体出来上がっているというふうに感じました。それで、今ここに工期が来年の6月29日となって、変更なしって書いてあるのですけれども、これに関しては早くあそこを開通するとか、そういうことがあるのか1つと、あと現地を見ますと結構あそこは暗いのです。防犯灯とか、そういうものというのはどこにつけるのかどうか、そういうものの関係、この2点ちょっと確認します。

○議長（渡邊正俊君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 3 番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

工期の変更についてでございますが、変更のほうはございませんが、現地のほうはほぼ完了しているという状況になっております。現在事業者のほうで検査に向けて書類のほうを作成していく予定となっております、その書類のほうができ次第、検査のほうをし、年内には通行できるような形にしたいと考えております。

もう一つ、防犯灯の設置についてということでございますが、そちらにつきましては現地のほうを確認しながら、そして防犯灯の設置についての条件等々を加味して、現地の行政区長さん等、そういう方たちと相談をしながら進めていきたいと思っております。

説明は以上となります。

○議長（渡邊正俊君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第69号 工事請負契約の変更契約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時24分であります。ただいまから10時45分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時24分）

○議長（渡邊正俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

○議案第70号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第4号）

○議長（渡邊正俊君） 日程第12、議案第70号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長(渡邊正俊君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(遠藤 智君) 議案第70号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ4,556万3,000円を追加いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、財政調整基金費の減額計上、企画総務費、社会福祉総務費、林業振興費などの増額計上であります。

歳入の主なるものは、国庫支出金、諸収入などの増額計上であります。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(渡邊正俊君) 総務課長。
(参事兼総務課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) 町民税務課長。
(参事兼町民税務課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) 復興企画課長。
(参事兼復興企画課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) 健康福祉課長。
(健康福祉課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) こども家庭課長。
(参事兼こども家庭課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) 環境防災課長。
(参事兼環境防災課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) 産業振興課長。
(参事兼産業振興課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) 建設課長。
(建設課長、内容説明を行う。)

○議長(渡邊正俊君) 説明が終わりました。

これより質疑を受けるわけではありますが、歳入歳出一括して行います。質疑の際は、ページ数と款項目を明確にして発言をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑を受けます。質疑はありませんか。

2番、渡邊忠義君。

○2番(渡邊忠義君) 6ページ、7ページをお願いします。14款2項12目の新型コロナウイルス感

染症対策地方創生臨時交付金、これちょっと私は初めて聞いたものですから、どういった内容なの
でしょうか。復興企画課長、お願いします。

○議長（渡邊正俊君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 2番、渡邊忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど歳出の科目では、健康福祉課長のほうから説明があったかと思いますが、新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延する中で、生活を営む上でエネルギー等で価格が高騰しております。そういった価格高騰に伴う非課税世帯、いわゆる生活弱者に向けてこの地方創生の交付金を使いまして物価高騰対応の給付金を交付する、その原資という形になります。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） ただいまの回答ですと、非課税世帯に対する給付ということで伺ったのですが、これはいわゆるいろいろな項目、入院した場合とか医療機関にかかった費用とか、そういったものが主なものだということなののでしょうか。

○議長（渡邊正俊君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） そういうことではなくて、実際に感染症が全国的に蔓延する中で様々な生活物価が高騰している現況でございます。それらは、今言われました非課税世帯と言われている方々におきましては、家庭の歳出が増加してしまうことで生活そのものが成り立たなくなってしまうということから、国におきまして物価高騰に対応する生活のための給付金を支給する原資ということになります。

説明は以上です。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 今の内容で、医療機関に払うということではなくて、それに伴って当然コロナにかかれば仕事もできなくなる状態になりますのでということなのですが、これまでもコロナが大分頻繁なときもこれらの交付金というのはあったのか。ただいま大体下火になっている中で、これ3,000万円って大きな金額なので、その辺の見通しなんていうのはどうなのでしょう。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 2番、渡邊忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの給付金につきましては、令和3年度より実施している給付金となります。今年度も先ほどご説明しましたが、5月臨時議会において3万円を給付する予算を計上しまして、6月以降給付金を支給しているところでございます。それに加えて、現在の物価高騰の影響が3万円の給付では足りないということが閣議決定のほうで決まりまして、7万円を追加する旨の国からの通知に基づく支援、給付でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 了解しました。

○議長（渡邊正俊君） 8番、門馬まりえさん。

○8番（門馬まりえさん） 16ページ、4款衛生費、1、保健衛生費、1、保健衛生総務費の中で救急安心センター事業負担金ってあるのですが、これはどういう……救急安心センター事業負担金ですから、消防とか何かの救急関連のほうに負担する事業費になるのでしょうか。伺います。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 8番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えいたします。

これまでお子さんの部分に対しまして、急な病気やけがをした際の相談窓口として電話を受け付ける窓口はございました。子供だけではなく大人も含めた急な病気やけがをした際、応急手当ての方法や受診や救急車要請の必要性に対して専門家による助言が受けられる救急電話相談窓口を設置する内容となっております。福島県と県内市町村で2分の1ずつ負担をしまして設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 8款1項……

○議長（渡邊正俊君） ページ数。

○2番（渡邊忠義君） 失礼しました。20ページ、21ページ、8款5項1目10節需用費、これ住宅管理費なのですが、この住宅の状況を見ますと、復興住宅については県のほうに使用料を払うということになっていますよね。これは違うのですか、復興住宅。いいです。後でまた。それで、今住宅を見ると、折木の大平とか虻木の住宅の年数が大分たっているようなのですが、これらの償却年数というのはそろそろ近いのか、それともそろそろそれらを整理する時期なのか、その辺ちょっと確認したかったのですが、お願いします。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 2番、渡邊忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

町営住宅、特に虻木だったりとか大平は多分年数がたっていると、その耐用年数等々についてはどうなのだというようなご質問であります。町営住宅におきましては、震災以降国の補助金、復興の予算を使いながら全面的な改修は行っております。加えて、長寿命化計画なるものを策定をしながら、改修をしながら当面使っていくというようなことで考えてございます。それらの住宅については適宜修繕を、計画を持ちながら改修工事等を行っている現況にございます。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 修復、改修したとなれば、当然耐用年数もまだまだ続くということで理解しますが、それちょっと私勉強不足で失礼なのですが、復興住宅と町の住宅の使用料というのはどう

いう関係になっているか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

復興住宅というのは、災害公営住宅のことでよろしいでしょうか、それとも大吹にある県の復興住宅のことでしょうか。

〔「いやいや、町の」の声あり〕

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 分かりました。震災以降、広野原団地、大平の未来団地、2か所において災害公営住宅のほうを整備してございます。こちらに関しては、町営の住宅として町のほうに住宅の使用料を納入いただいているという、町で管理しているというような形になります。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） 8、9ページ、2款1項1目一般管理費の有料道路通行料についてですが、36万9,000円ということで、割と金額は大きいのかと思うのですが、こちらのほうは当初予算に照らして36万9,000円、12月だから残り3か月分の使用見込みということで計上なさっているかと思うのですが、こちらのほうが大きく増額になった主な要因等をお答えいただければと思います。お願いします。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 5番、西内玄太議員のご質問にお答えします。

有料道路通行料でございますが、町のほうで規定をつくりながら対応してございます。例えば出張で100キロを超える場合においては有料道路の通行を認める、加えて県外等々についても当然にそういった通行料を認めるというような形になってございます。今般今までの実績等々、県外の出張、例えば協定を結ぶような自治体との交流等、新規に例えば岩手県の葛巻町なども入ってきてございます。そういった打合せ、研修等々がございまして、このような形で36万9,000円ほど増額計上させていただいているというような状況でございます。この数字についても今までの実績を勘案し、今後のイベント等の事業を見込んでこの額を計上させていただいている状況でございます。

以上であります。

○議長（渡邊正俊君） 5番、西内玄太君。

○5番（西内玄太君） 有料道路通行料の検証をいたしました。

続けて恐縮なのですが、同じく8、9ページの2款1項8目町民バス運行費の修繕料についてでございます。こちらは64万9,000円ということで、1台の修繕料だとすればこちらも高額かなというふうに思ったのですが、こちらのほうは何か事故とかでなければいいなと思ったのですが、こちらは具体的にどのような修繕を行う費用なのかということをお伺いできればと思います。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 5番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

現在町のほうではバス車両4台を公用車として管理してございます。これまで、毎年バスのほう
は車検がございまして、加えて、修繕が必要になっているというのがうち1台の町バスが平成17年に
購入したバスでございまして、老朽化があつてちょっと修繕がかさんでいるということがございま
す。今までの修繕費から今後必要と見込まれる部分を考慮して今般64万9,000円ほど計上させてい
ただいているということでございます。加えて、バスにおきましてはやはり町民の方を乗せるとい
うようなこともございます。必要な点検を法定点検も含めて実施しながら対応しているという現況
でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 3番、高木光雄君。

○3番（高木光雄君） ちょうど同じページなのですけれども、ちょうどその間で、2款1項6目の
財政調整基金費のこのマイナスというか、三角、3,662万4,000円ってこのあれで一番大きいのです
けれども、何で今この時期にこういった計上をしているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 3番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

財政調整基金費というのは、一般的にいうと、私らでいうと普通預金というような考えでござい
ます。あくまで目的は持たない、予算を調整するための基金というふうにお読み取りいただきたい
と思います。当然に歳入が増えれば今まで事業に対して財政調整基金費で、例えば積立てとかをし
ていた場合、新たに補助金が見込めたといった場合、その部分を財政調整基金費で調整するという
ような取扱いをします。ですから、この財政調整基金費の積立金の増減というものは歳入と歳出の
バランスを取るため、調整するための費目というふうにお読み取りいただければと思います。です
から、今般歳入歳出のバランスの中でこの財政調整基金費を減額して調整したというようなことで
ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） 何点かお聞きします。

13ページ、3款1項1目、臨時特別給付金について、先ほど健康福祉課長からも説明がありまし
た。対象者にプッシュ型で行うということで、既に6月に3万円支給のほうは始まっていると。今
回対象として見込めるのが422世帯というところで、これ前回出している中での根拠なのかなと思
うのですけれども、この世帯数から増える可能性はあるのかどうか、ちょっと先にもそれをお聞きし
たいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 7 番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今般の給付金の世帯数でございますが、422世帯の内訳になります。6 月以降に給付した世帯は 379世帯でございます。こちらにつきましては、プッシュ型で給付する予定でございます。そのほかに 3 万円の給付金の確認書をいただけていない方が16世帯、あと新規予定として今後 1 月以降に転入した方で申請が上がっていない方と、あとは家計急変世帯として今後上がってくるかもしれない世帯として25世帯見込みまして、合計422世帯になります。あとプッシュ型で支給した中で 6 月を基準日として前回やりまして、今回12月が基準日となっておりますので、その間でお亡くなりになった世帯であったり、あとは転出なさった世帯とかが10世帯ほどございますので、合計422世帯で今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 7 番、遠藤浩君。

○7 番（遠藤 浩君） ありがとうございます。世帯数等、数は把握しているというところで確認できました。ありがとうございます。1 つ気になっているのが、これ説明資料 2 ページの 7、(2) ですけども、前回 3 万円これ受給していない世帯というところで、この申請でというところなのですけども、これやはり今回そういったプッシュ型で出した場合に受給の申込みをされない方というのが出てくる可能性というか、前の支給のときにもそういった方はいらっしゃったのですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまの質問にお答えいたします。

申請なされていない方がいらっしゃいます。その方に対しても今回の申請と併せて前の支給の申請についても 1 月30日までを申請の締切りとしておりますので、併せて申請いただくように通知する予定でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 7 番、遠藤浩君。

○7 番（遠藤 浩君） ありがとうございます。申請されない方がいるというところで、今後の参考までにと言ったらあれなのですが、その理由というのはどういうものが考えられるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

想像になってしまうところではございますが、町からの通知等はかなりのものがいろいろ行っていると思います。そういった通知を全て見切れていない世帯とかもあるのかなと思っております。あと高齢者の申請でまだされていない方等もございますので、そういったところで通知がうまく読んでもらえていないのではないかなと思っております。広報等にも申請を受付している旨は定

期的に行っておりますので、今後も周知のほうを続けてまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。最後にして。お願いします。

○7番（遠藤 浩君） そういった方は、恐らく少数なのかなとは思いますが、ケアといいますか、行政からのそういった手助けというか、その辺もちょっと必要が出てくるのかなと思います。そのままにはできないと思いますので、その対応はお願いしたいと思います。

続いて、17ページ、4款1項2目新型コロナウイルス感染症対策事業費で、大分コロナは、またちょっと出てきていますけれども、今後また新たなものが出てくる可能性も当然ありますので、マスク等のこの備蓄物の状況、これは今どのような感じになっているのか、教えていただきたいと思うのですが。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

健康福祉課のほうでマスクの備蓄とかもしている部分はございます。職員が感染症の業務に従事する際のものとして備蓄しているものは定期的に購入して行っておりますが、それほど多くの数は持っておりません。正式な数については今資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） 我々は、一旦そういった物不足等も含めて経験していますので、そういった備えとしてはしっかり持っておくべきだろうなというところで、平常に戻っているという中では職場内、庁舎内でのものというのは当然用意はされているかと思いますが、非常用というところで備えというものはしておく必要があるのかなというところでちょっと確認をさせていただきました。

続きまして、21ページです。8款5項1目住宅施設管理費ということで、修繕ですというところで、これ町営住宅ですか。これどこの、その修繕の内容をちょっと教えていただければと思います。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 7番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えします。

修繕料がかさんでいる状況でございますが、蛇木、大平の住宅の便器が壊れる、今は洋便器にしているのですが、そういった件数がちょっと頻度が今年ちょっと多くて、そういった意味でちょっと修繕料に不足が生じている現況にあるということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 7番、遠藤浩君。

○7番（遠藤 浩君） 電気ということで、分電盤ですとか、そういったところ等も入ってくるのか、配線も含めて、そういったものの修繕かなというふうに思いますけれども、大分年数もたっている

というところで、大型修繕になるのか改修になるのかというところもありますけれども、一番怖いのは火災ですので、そこが出ないように予防も含めてお願いしたいと思います。

最後に、すみません、もう一点だけ。23ページ、9款1項5目、防災マップの製作業務委託ということで300万円、こちらは当初予算では4,600というところに出ていました。こちらは、浅見川河川ハザードマップ作成業務委託料というところで、当然ながらそういった製作、発行まで費用的には含まれていたのかなというふうにちょっと私は理解したのですが、このマップの製作業務委託、ちょっと内容をもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（渡邊正俊君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） 7番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えします。

ただいま今回の補正予算で河川ハザードマップ、浅見川編の発行に係る諸経費を、所要額を追加をした件についてのご質問でございますが、まず河川ハザードマップ、今年度の予算につきましては、まずハザードマップの、こちらのほうの事業は令和3年度から事業のほうを実施しておりますが、今年度につきましてはハザードマップのデータ整備、それから製本化に向けた整理ということで当初予算のほうを取っております。それから、浸水シミュレーションシステムの開発ということで、2本立てで事業のほうを予算計上を当初でしておりました。その中で今回ハザードマップ、これまでも町の防災マップですとか、ため池ハザードマップということで発行しておりますが、それと同じような形で、今回浅見川に係るデータ等が全てそろいまして、当初の予定では来年度にこちらの冊子のほうは作成をする予定でございましたが、今回異常気象等が全国的に発生をしております。広野町においても、今年は線状降水帯が広野町でも発生したりしておりますので、そういったことでせっかくデータ等がそろいましたので、いち早く町民の方にお知らせをするために、事業のほうを前倒しをして製本をして、今年度で整備をして町民等に配布をしたいという考えから今回予算のほうを計上しております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 先ほど7番、遠藤浩議員から住宅の修繕料についてご質問いただいて、私のほうの答弁が便器、トイレの便器というふうに発言したと記憶しているのですが、電気というような部分がありましたので、訂正させていただきます。あくまで便器です。トイレの便器が壊れるケースが今年度多くなっているということでご理解いただきたいと思います。訂正させていただきます。失礼しました。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 6番、北郷伯弘君。

○6番（北郷伯弘君） 私は、1件だけでお願いします。

19ページ、一番下にみかん畑管理事業費ということで、先ほど産業振興課長のほうから説明をい

ただきました。岩手県として、みかんワインという計画なのかな、その事業費ということであるのですが、これはとても、今まで、かつてあまり聞いたことない、生産、加工、もしくは販売まで、私勝手に考えたのだけれども、この画期的なあれが始まったのかなと思って、そしてかつミカンといえば私たちもどこのうちでも1本でも2本でもあるし、あとはミカン畑にもかなり植わっている。このミカンは、甘いところといろんなところ、これ味はいろいろあるのですが、確かにワインというのは、ワインのほうでは初めてなものだから、これはいい考えで目を向けているのかなと思いますので、この辺の、どうしてここに向けたのだから、簡単でよろしいので、説明いただければと思います。

○議長（渡邊正俊君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 6番、北郷伯弘議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、岩手県葛巻町と、先ほどお話ししたとおり特産品の振興、観光交流に関する協定を締結しました。その理由として、くずまきワインという、地元で取れたヤマブドウを使ったワイン造りを行って今成功している事例があるということを確認したことに始まり、町もミカンを活用した特産品づくりができないかということで相談し、今ワイン造りに向けて取り組んでいるところです。今年度試作品ということですが、ワイン造りはなかなかすぐに成功するというわけではありません。試作を重ねて成功に向けて今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 6番、北郷伯弘君。

○6番（北郷伯弘君） 今の課長の説明、よろしいかなと私は思っております。今までは、私たちはミカンといえば当初は酸っぱくて食われなかった。今では、ようやくいろんな気象状況の下で甘くなったり、少しずつしてきたわけですが、今年は全部鳥に食われるか、もしくは鳥獣害というのですか、そういった被害でもってあとはぶん投げてしまうか、今年はそのくらいしか使途というか、使い道はあまりなかったものですから、そういった点に希望を少しは持ってもいいのかななんて感じるところでございます。ぜひワインのほうを健闘していただきたいと思います。課長、もしあったら。

○議長（渡邊正俊君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

町は、ミカンの加工品としてこれまでジュースであったりジャムに取り組んできました。ミカンジュースにつきましては、例えば各家庭で生産しているミカンを使ったジュースの加工は可能なのですが、ワインにつきましては生産工程管理がしっかりしていないとワインにできないということがこの前の葛巻町との交流の中で確認できましたので、現在のところワインに加工できるのは、町がしっかりそういう農薬とか何かで管理している高倉のミカンであったり、役場西側のみかんの丘のミカンを使って試作品並びにワインの本製造に向けて取り組んでいく考えでございます。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） 6番、北郷伯弘君。

○6番（北郷伯弘君） そうすると、今課長が簡単に申されましたが、生産工程管理という言葉、これは非常に大事な言葉で、稲を作ろうが何を作ろうが植物、生物類で非常に大事な生産工程管理、これ簡単なようでなかなかできないのが生産工程管理であって、この辺のところをうまく、少し容易ではないけれども、産業振興課としてよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（渡邊正俊君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第70号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時51分であります。ただいまから13時まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前 11時51分）

○議長（渡邊正俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議案第71号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（渡邊正俊君） 日程第13、議案第71号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第71号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ97万6,000円を追加いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、予備費の減額計上、一般被保険者高額療養費償還金などの増額計上であります。

歳入の主なるものは、保険給付費等交付金、一般会計繰入金を増額計上いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第71号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議案第72号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（渡邊正俊君） 日程第14、議案第72号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第72号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ28万2,000円を追加いたすための提案であります。補正

の内容は、令和5年福島県人事委員会勧告に基づく職員の人件費となっており、一般会計繰入金をもって調整しております。

なお、担当課長による内容説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第72号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議案第73号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（渡邊正俊君） 日程第15、議案第73号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第73号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ372万1,000円を追加いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般管理費などの増額計上であります。

歳入の主なるものは、介護保険事業補助金及びその他一般会計繰入金などの増額計上であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 今歳出の、失礼しました。9ページの12節委託料、介護保険システム改修委託料ということで、これだけの金額の中に国庫補助金のものが半分補助金として入っているということなのですが、今この介護保険がどんどん上がっている状況の中にこれほどかけても、全国でおそらくこの改修事務はかけたのだと思うのですが、これだけの必要性というのはどうなのでしょう。その辺のところをもう一度具体的にお話をお願いします。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 2番、渡邊忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

このたび法改正等により介護報酬のほうが改定となっております。そちらにつきまして、システムのほうを改修しないと町のほうで給付の管理ができない状況にありますので、国のほうもその辺は手当てしてシステム改修をさせる中身となっております。町のほうでは、今回予算を計上しましたが、内容等は再度精査して事業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） 今の発言ですと給与改正、ちょっと聞きづらかったのですが。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

介護の報酬の給付です。介護の給付のほうの改修です。介護保険法を適用して、利用費と同様に介護についてもサービスを受けるのに費用がかかります。その単価が変わることによって、その給付費をシステムに入れることで間違いなく給付費が計算されているとか、そういったものができるようなシステムとなっております。そのための給付費変更に伴う改修でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。

○2番（渡邊忠義君） この委託料を見た場合に、それだけの項目の中で300万円もかかるという金額は妥当性があつたのでしょうか。これ全国的に改修しなくてはならない話ですよ。その金額が妥当性があるから上げたのでしょうか、その辺のところはちょっと担当者としてはどうなのでしょう。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

妥当性はあると思っております。改修の中身につきましては、システムそのもののパッケージ分とそのシステムに係る導入のための人件費の部分でございます。報酬の改定の部分だけでなくそのほかの分も入っております。例年この程度の改修は、年度ごとにやっているものとなっております。

す。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） 2番、渡邊忠義君。質問をまとめてください。

○2番（渡邊忠義君） 今の内容ですと、ほとんどこれは人件費に相当する部分がかなりあるというふうなことで受け止めてよろしいのでしょうか。

終わります。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

内容としましては、そのパッケージ分としておよそ半分、人件費分としておよそ半分で見積りのほうはいただいております。

以上でございます。

○議長（渡邊正俊君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第73号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議案第74号 令和5年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊正俊君） 日程第16、議案第74号 令和5年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第74号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,676万9,000円を追加いたすための提案であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金などの増額計上であります。

歳入につきましては、特別徴収保険料などの増額計上であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邊正俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第74号 令和5年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議案第75号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（渡邊正俊君） 日程第17、議案第75号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第75号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現委員の根本珠美氏が12月24日付をもって任期満了となることから、新たに志賀幸江氏を適任者と認め、教育委員会委員に任命いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

なお、本人に係る履歴書を配付いたしたいので、許可くださるよう併せてお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） ただいま町長から申出のありました履歴書を配付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

それでは、配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邊正俊君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま配付いたしました履歴書につきましては、本議案終了後、回収させていただきたいと存じます。ご了承くださいようお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 議案終了後、配付された履歴書は回収しますので、よろしくお願いいたします。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 討論なしと認めます。

議案第75号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり同意されました。

○選挙第5号 広野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（渡邊正俊君） 日程第18、選挙第5号 広野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

事務局長をして朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邊正俊君） お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推選のいずれの方法といたしますか。

8番、門馬まりえさん。

○8番（門馬まりえさん） 広野町選挙管理委員会及び同補充員の選挙については、指名推選にすることを望みます。

○議長（渡邊正俊君） ただいま 8 番、門馬まりえさんから選挙の方法については指名推選としたいとの発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

次に、選任の方法についてお諮りいたします。従来のとおり、折木、夕筋方部、上下浅見川方部、上下北迫方部の 3 方部に分け、この方部にそれぞれ議員がおられますので、その議員の方々に選任する方法にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、選任の方法は各方部の議員で選任することに決しました。

折木、夕筋方部、上下浅見川方部、上下北迫方部の各方部とも議員控室で選任をお願いいたします。

なお、委員及び補充員は、それぞれ 4 人を選任しなければなりませんので、従来例により委員については上下北迫方部が 2 人、補充員については折木、夕筋方部が 2 人、その他の方部についてはそれぞれ 1 人となります。また、指名推選の場合には、補充員の補欠の順序を定める必要がありますので、各方部での選任終了後、各方部の代表者により補充員の補欠の順序を決めて代表者から報告をお願いいたします。

○議長（渡邊正俊君） 選任されるまでの間、暫時休憩いたします。

（午後 1 時 31 分）

○議長（渡邊正俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 41 分）

○議長（渡邊正俊君） 各方部の代表者から選任結果の報告をお願いします。

まず初めに、上下浅見川方部代表、門馬まりえさんから報告願います。

○8 番（門馬まりえさん） 上浅見川方部は、選挙管理委員会委員に根本克美氏、補充員に池田清治氏を推薦することに決まりました。

○議長（渡邊正俊君） 次に、上下北迫方部代表、西内玄太君から報告願います。

○5 番（西内玄太君） 上下北迫方部は、選挙管理委員会委員に藁谷淳市氏、鈴木正夫氏、補充員に鈴木方夫氏を推薦することに決まりました。

○議長（渡邊正俊君） 次に、折木、夕筋方部代表、遠藤浩君から報告願います。

○7 番（遠藤 浩君） 折木、夕筋方部は、選挙管理委員会委員に桜岡強氏、補充員に針生寛美氏、遠藤正夫氏を推薦することに決まりました。

○議長（渡邊正俊君） 次に、補充員の補欠の順序を代表者から報告願います。

3 地区代表者、遠藤浩君から報告願います。

○7 番（遠藤 浩君） 3 地区代表ということで、補充員補欠の順序を報告します。

1 番に針生寛美氏、2 番に池田清治氏、3 番に鈴木方夫氏、4 番に遠藤正夫氏。

以上です。

○議長（渡邊正俊君） お諮りいたします。

ただいま代表者から報告がありました方を広野町選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま報告ありました方が広野町選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

なお、氏名、生年月日、住所については、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡邊正俊君） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は給食センターの改修について、広野駅周辺開発について、産業厚生常任委員会は所管施設の調査について、浅見川原流域の水質保全について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について及び議長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だより編集について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊正俊君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、広報委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○閉会の宣告

○議長（渡邊正俊君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回広野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 1時48分)

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長	渡	邊	正	俊
---------	---	---	---	---

署 名 議 員	北	郷	伯	弘
---------	---	---	---	---

署 名 議 員	遠	藤		浩
---------	---	---	--	---